

貧困の連鎖を断ち切り、すべての子どもが
夢と希望をもって成長していくことができるまち



三芳町
子どもの貧困対策推進計画
令和4年度～令和8年度

令和4年3月
三芳町

ごあいさつ

三芳町では、現在「みんなで健やかに育てよう三芳の子どもたち」を基本理念に掲げ、「第2期三芳町子ども・子育て支援計画」を基に、その実現に向けて子どもが安全・安心に健やかに育つよう様々な施策により取り組んでまいりました。

しかしながら、近年では子どもの貧困が社会問題となり、令和元年改正の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」では地方公共団体においても子どもの貧困対策推進計画を策定し、取組みをしていくことが努力義務とされたところです。

また、新型コロナウイルス感染症の大流行などもあり、貧困に更なる拍車をかけている状況が続いております。

当町でもこれを機会に貧困の原因等を探るべく、子どもの生活実態調査を行い、子どもにとっての明るい未来を見据えた「三芳町子どもの貧困対策推進計画」を策定いたしました。

本計画は既に目に見える貧困に限らず、貧困に陥りそうな子どもたちを未然にキャッチし、必要な支援をするための仕組みづくりとなっており、生まれた環境に左右されず、貧困の連鎖を断ち切り、未来ある子どもたちを健やかに育て自立できる社会づくりを目指します。

結びに本計画の策定にあたり、実態調査にご協力いただきました児童、生徒及びその保護者の方、計画策定に携わっていただきました三芳町子ども・子育て審議会委員の皆様に心からお礼を申し上げるとともに、今後とも地域における子どもの健全育成にご協力を願いいたします。



令和4年3月

三芳町長 林 伊佐雄

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の趣旨	1
2. 国・県の動向	1
3. 計画の位置づけ	3
4. 計画の期間	3
5. 計画の対象	3
6. 計画の策定方法	4

第2章 子どもの貧困の状況

1. 子どもの貧困率	5
2. 子どもの高等学校等進学率・中退率	6
3. 子どもの大学等進学率	7

第3章 三芳町の子どもと家庭の状況

1. 統計からみる町の状況	8
2. 母子・父子世帯の状況	9

第4章 三芳町子どもの生活実態調査

1. アンケート調査の概要	11
2. 調査結果から見える課題	13

第5章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念	35
2. 基本目標	36
3. 計画の体系	37

第6章 子どもの貧困対策施策の展開

基本目標 1 教育の支援	38
基本目標 2 生活の支援	40
基本目標 3 就労の支援	41
基本目標 4 経済的な支援	43
基本目標 5 包括的な支援	44

資料編

1. 三芳町子ども・子育て審議会条例	45
2. 三芳町子ども・子育て審議会委員名簿	47
3. 三芳町子どもの貧困対策推進計画策定庁内委員会設置要綱	48
4. 子どもの貧困対策の推進に関する法律	50

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

近年、ひとり親世帯の増加や日本経済の低迷に伴い、家庭の経済状況が悪化する子育て世帯が増加しており、子どもの貧困対策が重要な課題となっています。

また将来の日本を担っていく子どもたちは国の宝であり、貧困によって子どもたちの未来が閉ざされることのないように、平成25年6月に子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成26年1月17日施行)が制定されました。

さらに平成26年8月には「子どもの貧困対策に関する大綱」において、全ての子ども達が夢と希望をもって成長していく社会の実現を目指し、子ども達の成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援等と併せて子どもの貧困対策の総合的な推進が重要であるとの方針を掲げ、取組を進めてきました。

令和元年6月には子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第41号)が成立し、その目的として子どもの「将来」だけではなく「現在」に向けた子どもの貧困対策を推進すること、各施策を子どもの状況に応じ包括的かつ早期に講ずること、貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえる等、目的及び基本理念の充実が図られたほか、市町村に対する子どもの貧困対策計画策定の努力義務が規定されました。

これらを受け三芳町においても、すべての子ども達が、育った環境に左右されず、夢と希望をもって生活し、貧困の連鎖がないように、必要な支援と環境を整備する必要があり、このたび「三芳町子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。

2 国・県の動向

(1) 国の動向

① 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困の連鎖によって、子どもたちの将来が閉ざされることは決してあってはならないとの決意の下、平成25年6月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立しました。

また令和元年6月には子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が成立し、目的及び基本理念の充実と市町村に対する貧困対策計画の策定の努力義務

の規定、具体的施策の趣旨の明確化が示されました。

②「子供の貧困対策に関する大綱」の策定

平成 26 年 8 月、国は法に基づき、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長できる社会の実現を目指し、様々な取組みを進めてきました。

その後大綱の見直し検討時期を迎える、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が令和元年 6 月に成立したことを踏まえて大綱の改定が実施されました。

この新大綱は「支援が届かない、届きにくい子ども・家庭とつながることが重要」というメッセージが明確に示され、外国籍や障害など、これまで注目されてこなかった属性が具体的に例示され、支援の必要性が明記されました。

また経済的な支援だけでなく、現物給付を含めた様々な支援を組み合わせる重要性が言及されました。

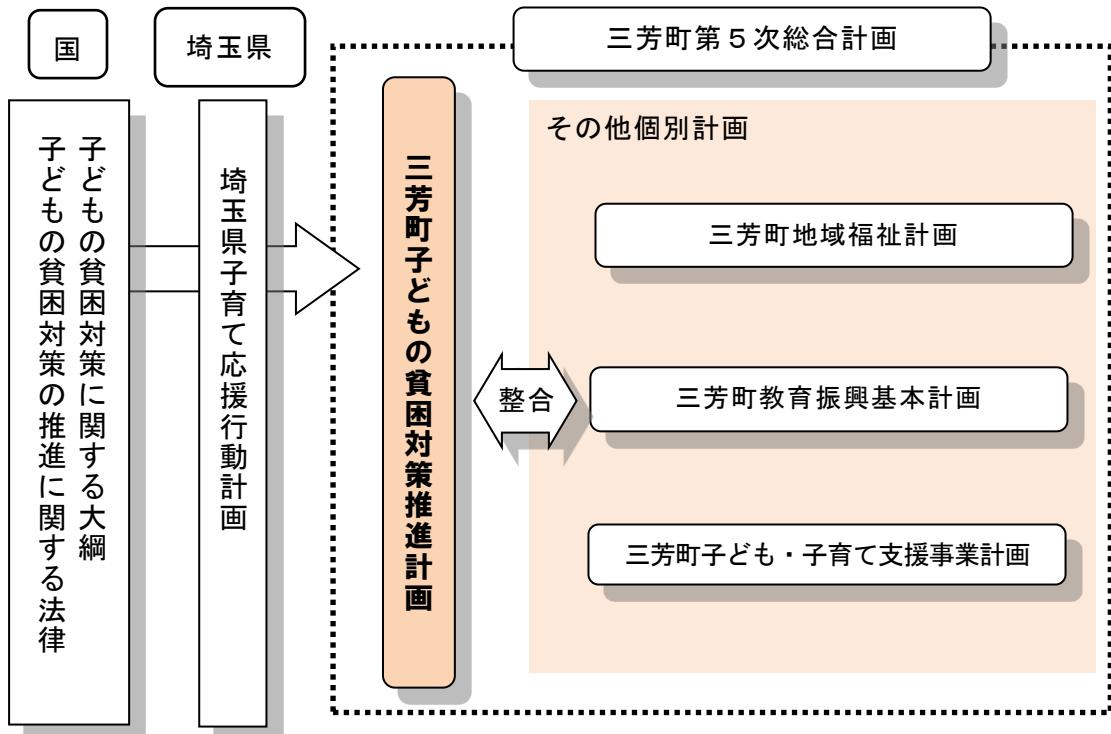
(2) 県の動向

埼玉県においては、令和元年に少子化対策や子育て支援策を推進するため、「埼玉県子育て応援行動計画」を策定しました。子どもの貧困についてはこの計画の中の施策 5 に『「子供の貧困」対策の推進、配慮を要する子供への支援』を掲げています。

3 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく市町村計画として「子どもの貧困対策に関する大綱」等の趣旨を踏まえ策定するものです。また「三芳町第5次総合計画」や関連分野別計画とも整合性を図りながら策定をします。

■計画の位置づけ



4 計画の期間

本計画の期間は、令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間とします。ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行います。

5 計画の対象

本計画の対象は、現在困難を抱える子どもと将来困難を抱える可能性がある子どもとし、その子どもの保護者も計画の対象になります。

なお、本計画における子どもとは「切れ目のない支援」や「貧困の連鎖防止」の視点から生まれる前の妊娠期から、概ね18歳までの年齢とします。

6 計画の策定方法

(1) 生活実態調査

令和3(2021)年1月中旬から1月31日の期間に無作為に抽出した就学前の子どものいる世帯の保護者、小学5年生の児童及びその保護者、並びに中学2年生の生徒及びその保護者に対して「三芳町子どもの生活実態調査」を行いました。

(2) 計画の策定体制

①三芳町こども・子育て審議会

町民参加の推進を図る観点から児童福祉関係者、教育関係者、公募委員、保育・学校関係者等で構成する諮問機関である本会議において、本計画の策定について審議しました。

②三芳町子どもの貧困対策推進計画策定庁内委員会

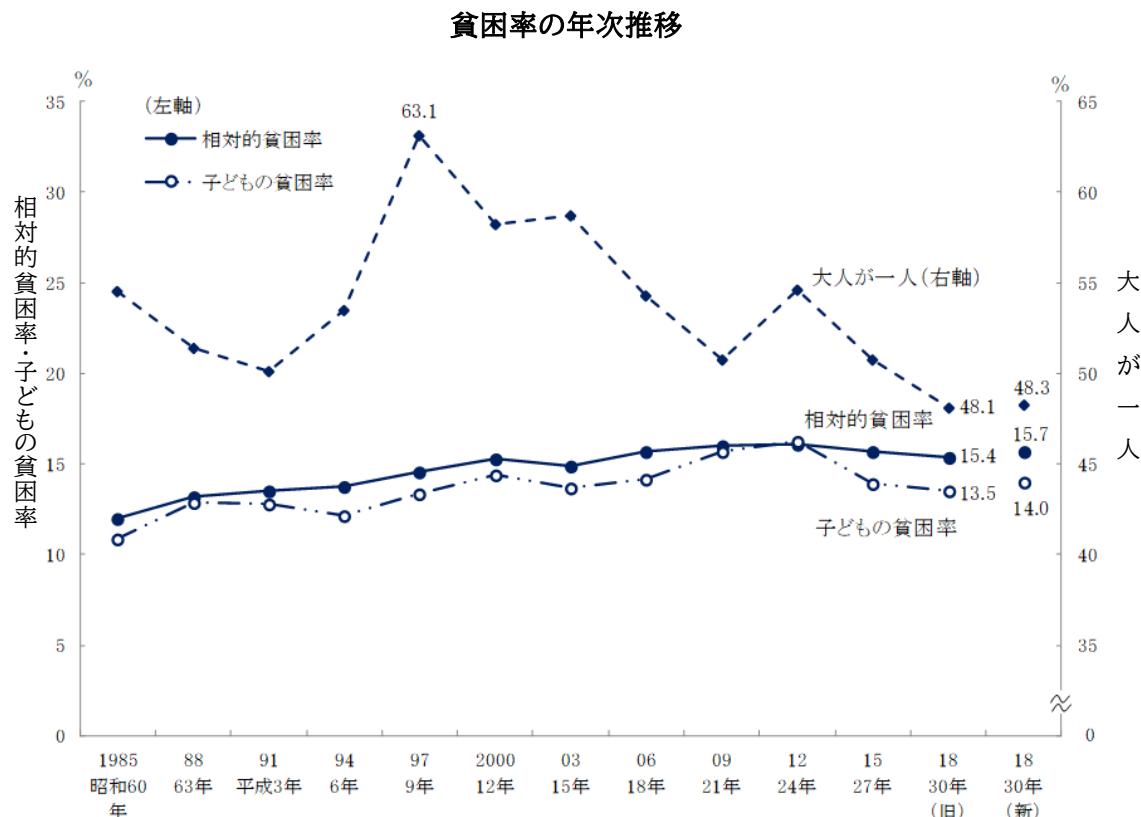
庁内組織を設置し、基本理念・基本目標・具体的な施策等について関係各課で連携し、検討を進めました。

第2章 子どもの貧困の状況

1 子どもの貧困率

※国民生活基礎調査によると平成 24 年の「子どもの貧困率」は 16.3%と過去最高であったが平成 30 年は 14.0%と 2.3 ポイント改善されています。

しかし子どもがいる現役世帯のうち、大人が一人である世帯の貧困率は 48.3%と大人が二人以上いる世帯の 11.2%と比較して、依然厳しい状況であることが伺えます。



- 注:1) 1994(平成 6)年の数値は、兵庫県を除いたものである。
2) 2015(平成 27)年の数値は、熊本県を除いたものである。
3) 2018(平成 30)年の「新基準」は 2015 年に改定された OECD の所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛け金」及び「仕送り額」を差し引いたものである
4) 貧困率は、OECD の作成基準に基づいて算出している。
5) 大人とは 18 歳以上の者、子どもとは 17 歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯をいう。
6) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

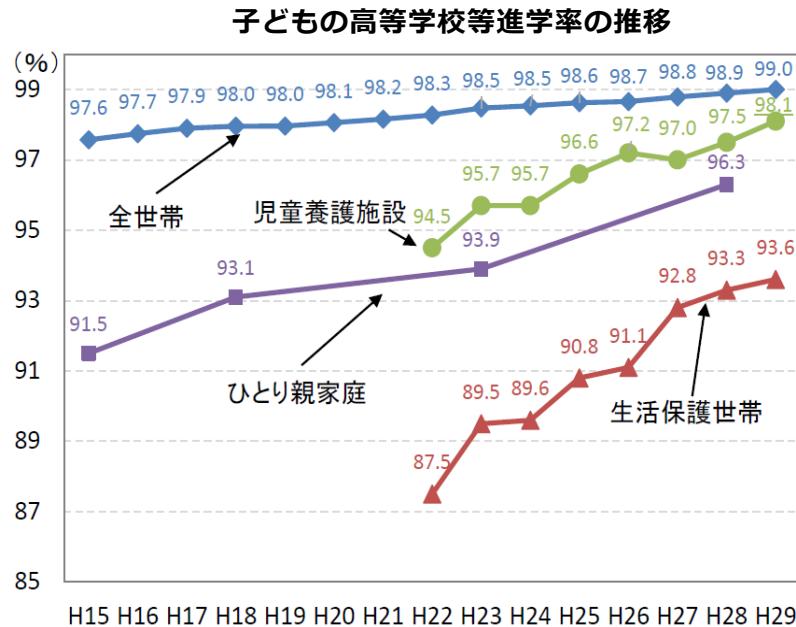
出典:令和元年国民生活基礎調査結果

※国民生活基礎調査・・・厚生労働省が実施する国民生活や社会福祉に関する
総合的な実態調査

2 子どもの高等学校等進学率・中退率

生活保護世帯、児童養護施設、ひとり親家庭の子どもの高等学校等進学率は、いずれも上昇しており9割を超えています。

また生活保護世帯の子どもの高等学校等中退率は、下降傾向にあるものの、全世帯と比較して高い水準にあります。



注 1) 生活保護世帯については、厚生労働省社会・援護局保護課調べ
なお、平成 24 年度以前 = 被保護者のうち中学校（特別支援学校中学部を除く）卒業者のうち、高等学校又は高等専門学校に入学した者の占める割合

平成 25 年度 = 被保護者のうち中学校（特別支援学校中学部を除く）卒業者のうち、高等学校又は高等専門学校又は専修学校的高等課程に入学した者の占める割合

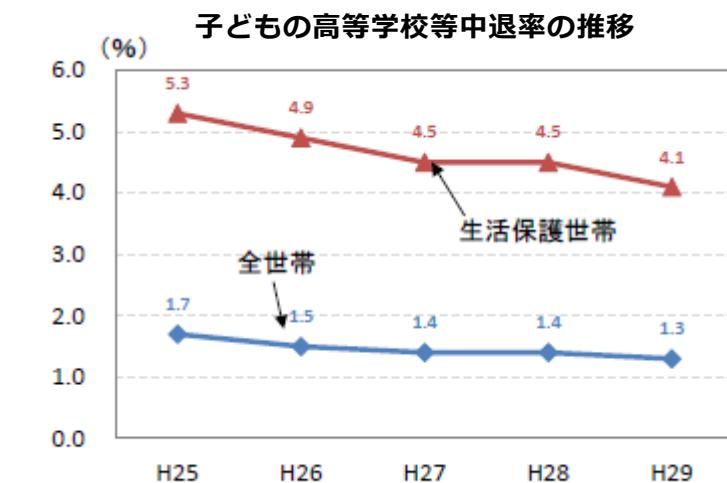
平成 26 年度 = 被保護者のうち中学校（特別支援学校中学部を含む）卒業者のうち、高等学校又は高等専門学校又は専修学校的高等課程に入学した者の占める割合

注 2) 児童養護施設については、厚生労働省雇用・均等児童家庭局家庭福祉課調べ

注 3) ひとり親家庭については、平成 15・18・23 年度は厚生労働省「全国母子世帯等調査」

注 4) 全世帯については、文部科学省「学校基本調査」を基に算出

出典：第 9 回内閣府子供の貧困対策に関する有識者会議資料



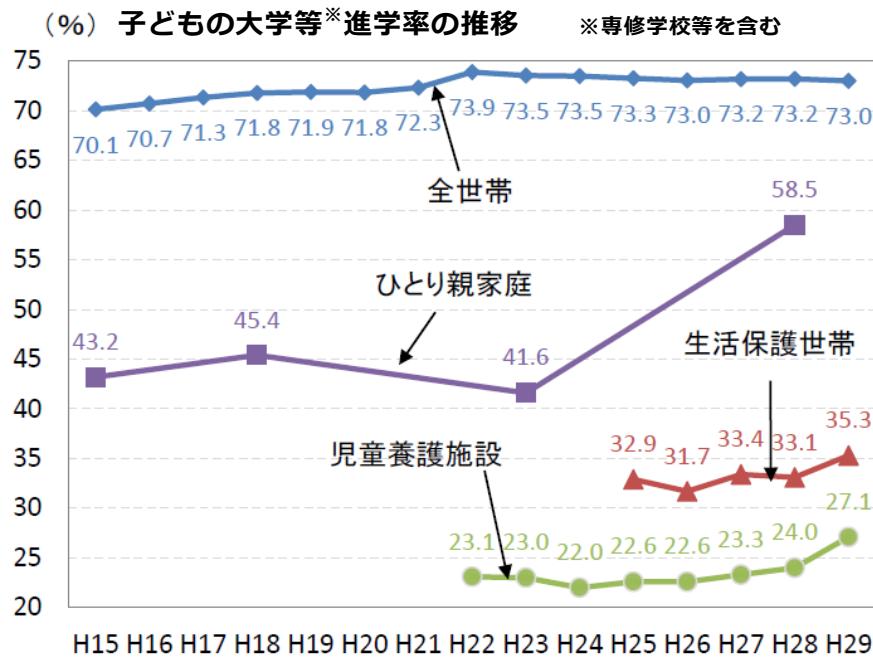
注 1) 生活保護世帯については、厚生労働省社会・援護局保護課調べ

注 2) 全世帯については、文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校生徒指導上の諸課題に関する調査」より作成

出典：第 9 回内閣府子供の貧困対策に関する有識者会議資料

3 子どもの大学等進学率

生活保護世帯、児童養護施設、ひとり親家庭の子どもの大学等進学率については、全世帯と比較してまだ大きな差があります。



注 1) 生活保護世帯については、厚生労働省社会・援護局保護課調べ

注 2) 児童養護施設については、厚生労働省雇用・均等児童家庭局福祉課調べ

注 3) ひとり親家庭については、平成 15・18・23 年度は厚生労働省「全国母子家庭等調査」、平成 28 年度は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」より作成

注 4) 全世帯については、文部科学省「学校基本調査」を基に算出

出典：第 9 回内閣府子供の貧困対策に関する有識者会議資料

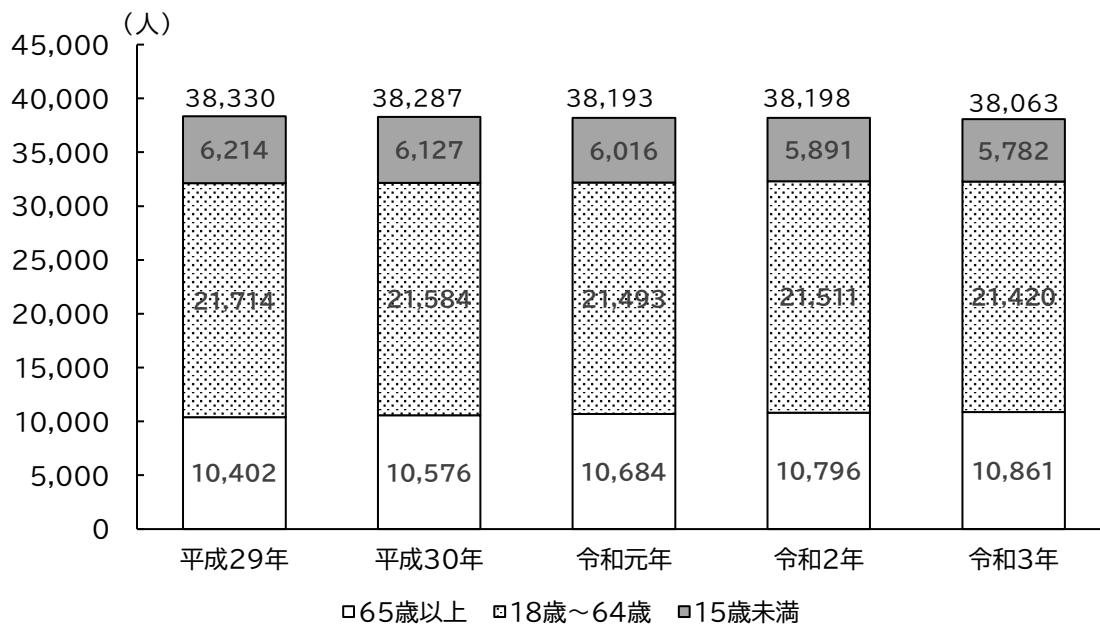
第3章 三芳町の子どもと家庭の状況

1 統計からみる町の状況

(1) 総人口

本町の人口は令和3年4月1日現在、38,063人となっております。

年齢3区分でみると65歳以上の高齢者は増加しているものの、18~64歳、18歳未満の人口が減少しており、少子高齢化が進んでいることがわかります。

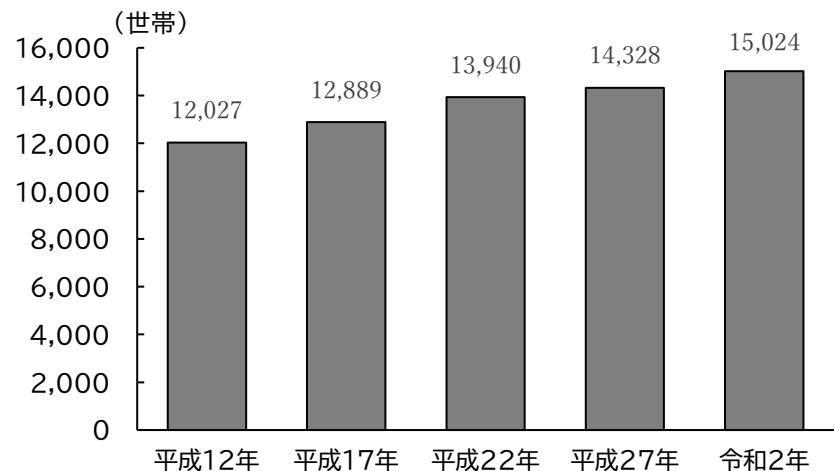


【資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)】

(2) 世帯数

本町の世帯数は年々増加しており、令和2年には15,000世帯を超えていました。

一方1世帯あたりの人員数は年々減少しており、核家族化が進んでいることがわかります。

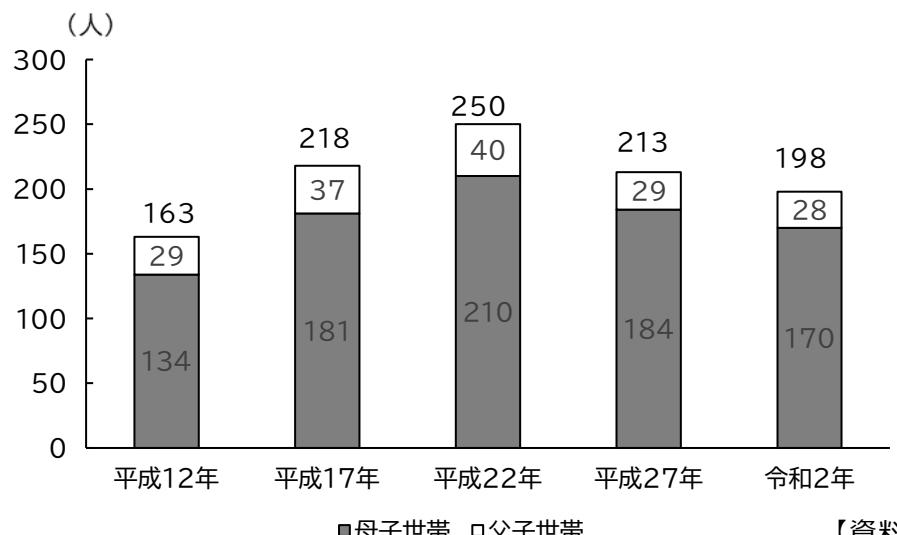


【資料:国勢調査】

2 母子・父子世帯の状況

(1)母子・父子世帯数

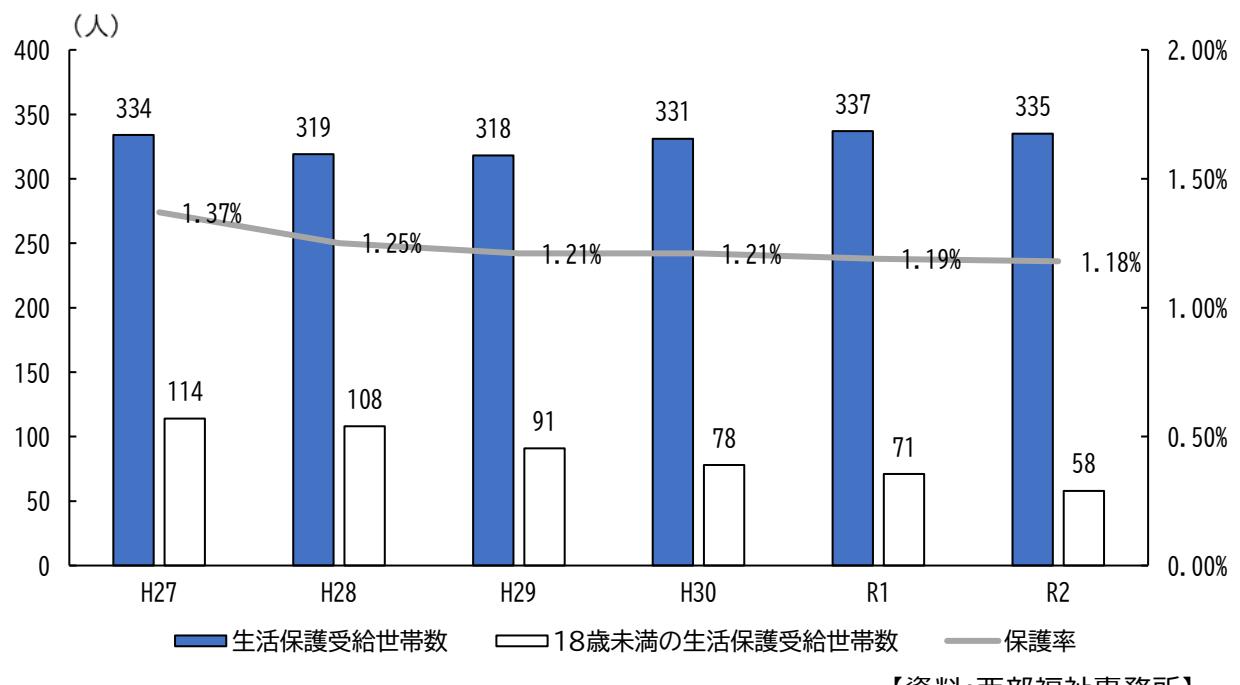
本町の母子・父子世帯数の推移をみると、平成27年より母子・父子世帯ともに減少しています。



【資料:国勢調査】

(2)生活保護受給世帯数及び保護率

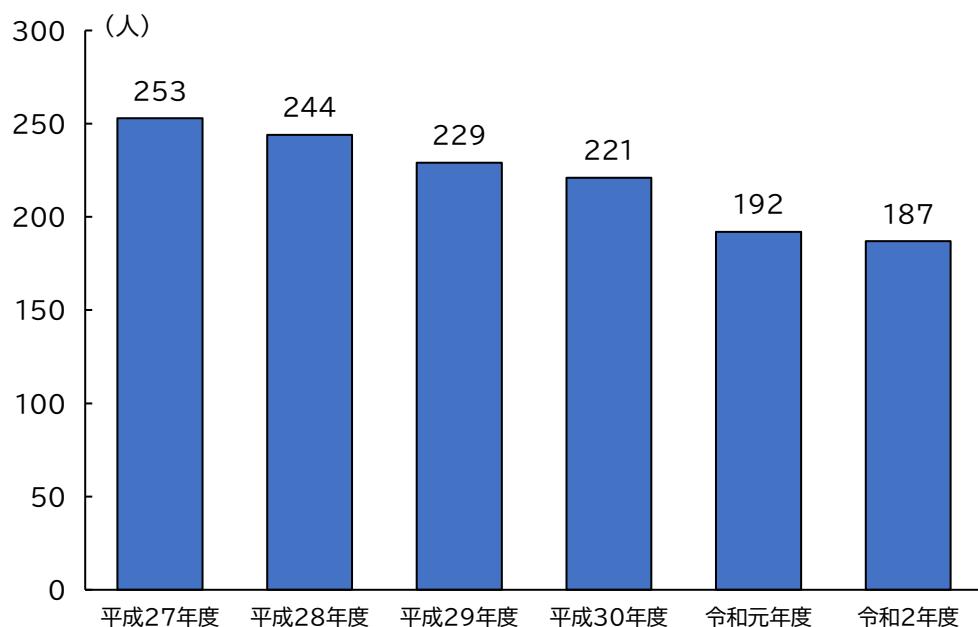
生活保護受給世帯に属する18歳未満の受給者は、減少していますが保護率は大きな変化はありません。



【資料:西部福祉事務所】

(3)児童扶養手当受給者数

本町の児童扶養手当受給者数は減少が続いており、令和元年度より200人を割っています。



【資料:こども支援課】

第4章 三芳町子どもの生活実態調査

1 アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、本町の現状を把握し、町施策に活用することを目的として、子どもの貧困に関する実態調査をアンケート形式により実施したものです。

(2) 調査の種類と調査対象

区分	調査対象
①就学前児童保護者	住民基本台帳より無作為抽出した、就学前の子どものいる世帯の保護者 1,000 名
②小学 5 年生児童及びその保護者	町立小学校に在籍する小学 5 年生の全児童及びその保護者 各 361 名
③中学 2 年生生徒及びその保護者	町立中学校に在籍する中学 2 年生の全生徒及びその保護者 各 351 名

(3) 調査方法及び調査期間

○調査方法

①就学前児童保護者調査は郵送による配布・回収。

②小学 5 年生児童及びその保護者、③中学 2 年生生徒及びその保護者調査は、学校を経由した配布、郵送による回収。

○調査期間

令和 3 年 1 月中旬～1 月 31 日

(4) 回収状況

区分	対象者数	有効回収数 (回収率)
①就学前児童保護者	1,000	655 (65.5%)
②小学 5 年生児童 小学 5 年生児童保護者	361	227 (62.9%) 361 223 (61.8%)
③中学 2 年生生徒	351	166 (47.3%)

中学2年生生徒保護者	351	166 (47.3%)
------------	-----	-------------

(5)生活困難度の判定について

本調査は、埼玉県で平成30年度に実施された「子どもの生活に関する調査」における分析軸の設定を参考に、以下の調査の各設問（世帯人員、世帯の年間収入、ライフラインに関わる支払いの滞り等）により生活困難度を判定し、分析に活用するものです。生活困難度は、以下の2つの要素によって判定されます。

本調査では、埼玉県調査のように生活困難層を4つの層に分けてしまうと各層の人数が非常に少なくなるため、分類I～IVまでを「生活困難層」、分類V～VIを「非生活困難層」と判定しました。

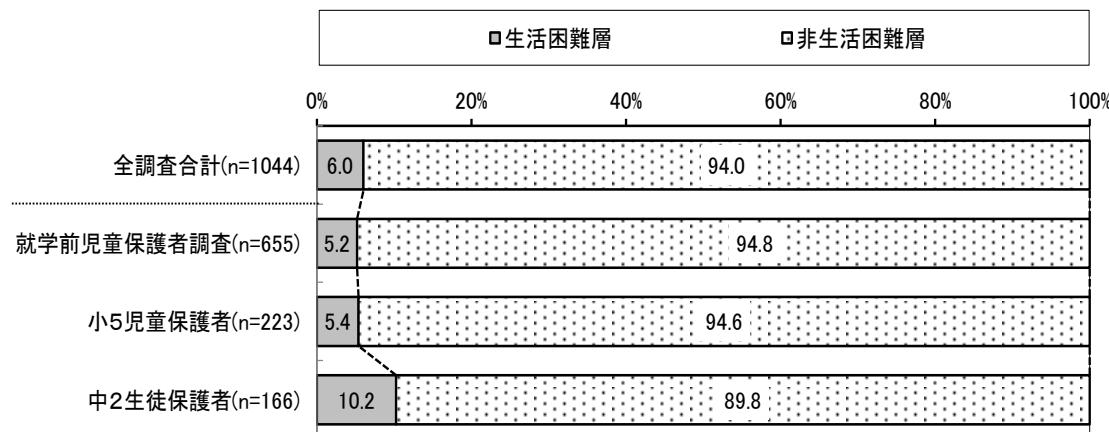
世帯員	生活困難層				非生活困難層		参考 国基準
	分類I	分類II	分類III	分類IV	分類V	分類VI	
	生活困難層 I	生活困難層 II	+要素2が 2つ以上 生活困難層III ／ +要素2が 1つ以下 生活困難層IV	生活 困難層 IV	非生活 困難層	非生活 困難層	
1人	60万円未満	120万円未満	180万円未満	240万円未満	300万円未満	300万円以上	122万円
2人	85万円未満	175万円未満	260万円未満	345万円未満	430万円未満	430万円以上	173万円
3人	105万円未満	210万円未満	315万円未満	420万円未満	525万円未満	525万円以上	211万円
4人	120万円未満	245万円未満	365万円未満	485万円未満	605万円未満	605万円以上	244万円
5人	135万円未満	275万円未満	410万円未満	545万円未満	680万円未満	680万円以上	273万円
6人	150万円未満	300万円未満	450万円未満	600万円未満	750万円未満	750万円以上	299万円
7人	160万円未満	325万円未満	485万円未満	645万円未満	805万円未満	805万円以上	323万円
8人	175万円未満	345万円未満	520万円未満	695万円未満	870万円未満	870万円以上	345万円
9人	185万円未満	365万円未満	550万円未満	735万円未満	920万円未満	920万円以上	366万円

2 調査結果から見える課題

(1)生活困難層の保護者の傾向

①生活困難層の割合は、全体では 6.0%、就学前児童保護者調査では 5.2%、小 5 児童保護者調査 5.4%、中 2 生徒保護者調査 10.2% となっている。年齢が上がるごとに生活困難層の割合は増加しています。

各調査における生活困難層の割合



全体

調査数	生活困難層	非生活困難層
1044	63	981
100.0	6.0	94.0

就学前児童保護者調査（上段：件数、下段：%）

調査数	生活困難層	非生活困難層
655	34	621
100.0	5.2	94.8

小5児童保護者調査

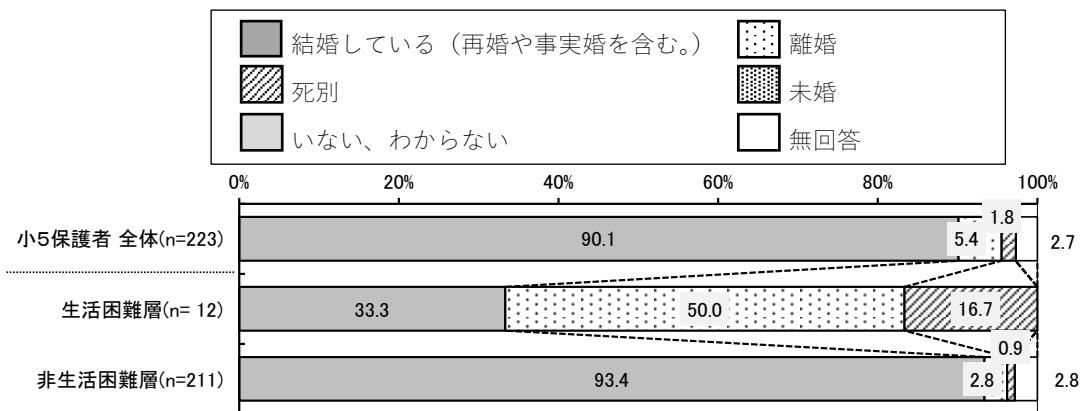
調査数	生活困難層	非生活困難層
223	12	211
100.0	5.4	94.6

中2生徒保護者調査

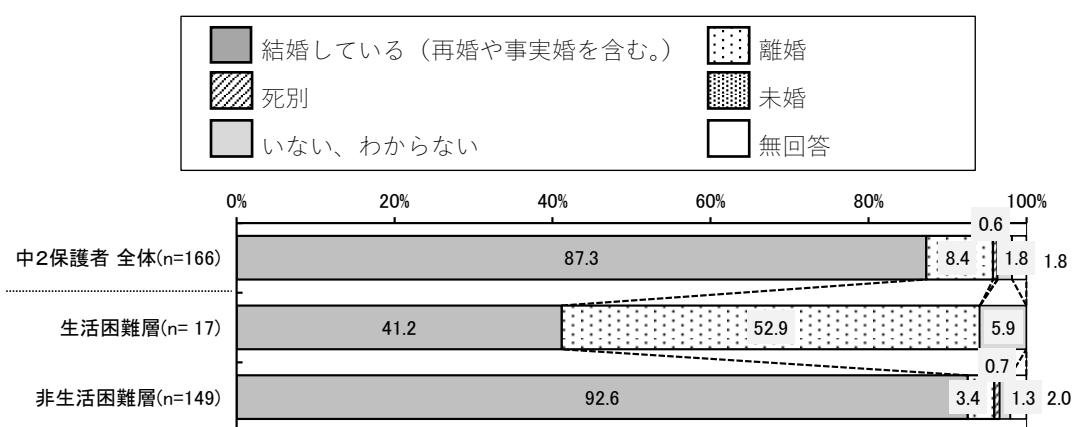
調査数	生活困難層	非生活困難層
166	17	149
100.0	10.2	89.8

②親の婚姻状況については、未就学児童保護者調査を除き、生活困難層では「離婚」が5割を超えています。

【小学5年生保護者・生活状況別】親の婚姻状況

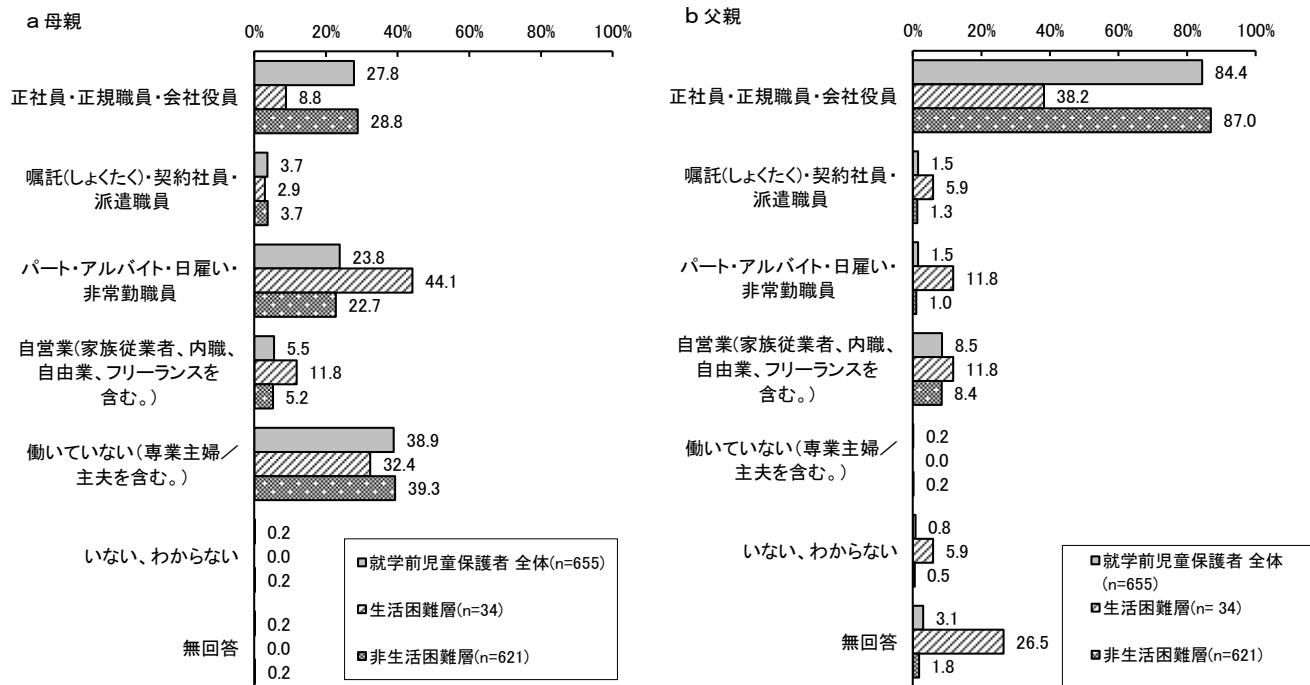


【中学2年生保護者・生活状況別】親の婚姻状況

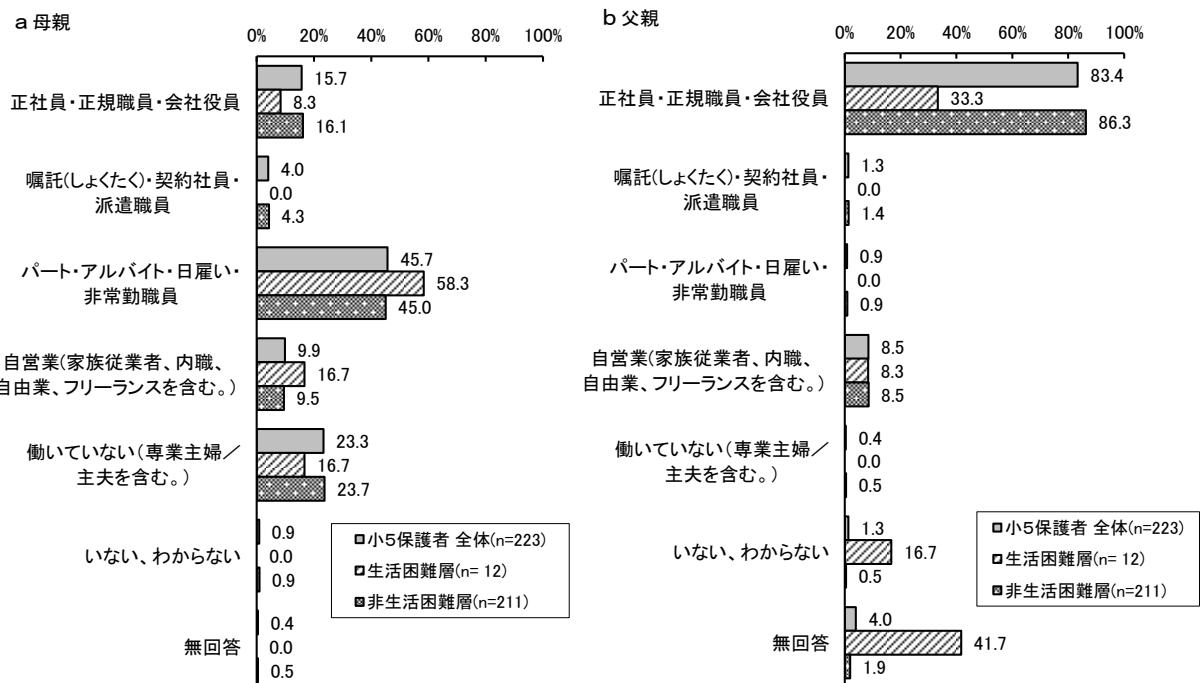


③親の就労状況について、母親はいずれの調査においても生活困難層では「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」との回答が多く「正社員、正規職員、会社役員」の割合は、1割に満たしていません。「働いていない（専業主婦／主夫を含む。）」割合は、中2生徒保護者調査を除き、生活困難層が非生活困難層を下回っています。働いていない理由は、「働きたいが、希望する条件の仕事がないため」との回答が多いが、中2生徒保護者調査では、「自分の病気や障害のため」との回答の割合が高くなっています。

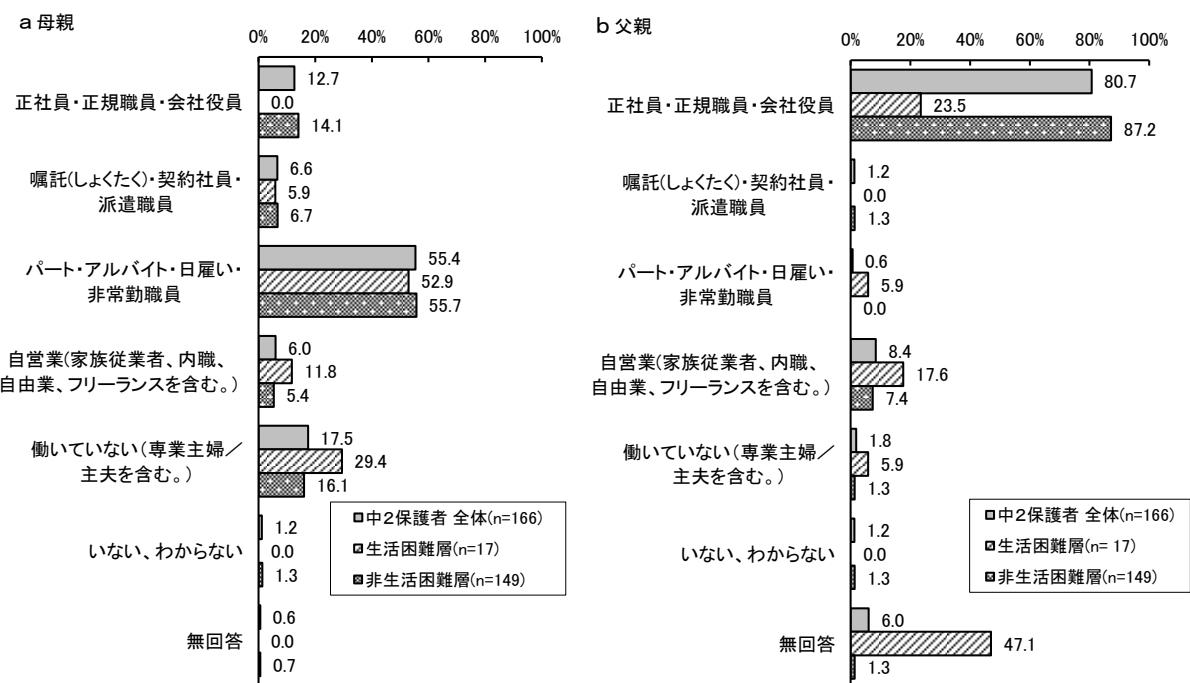
【就学前児童保護者・生活状況別】親の就労状況



【小学5年生保護者・生活状況別】親の就労状況

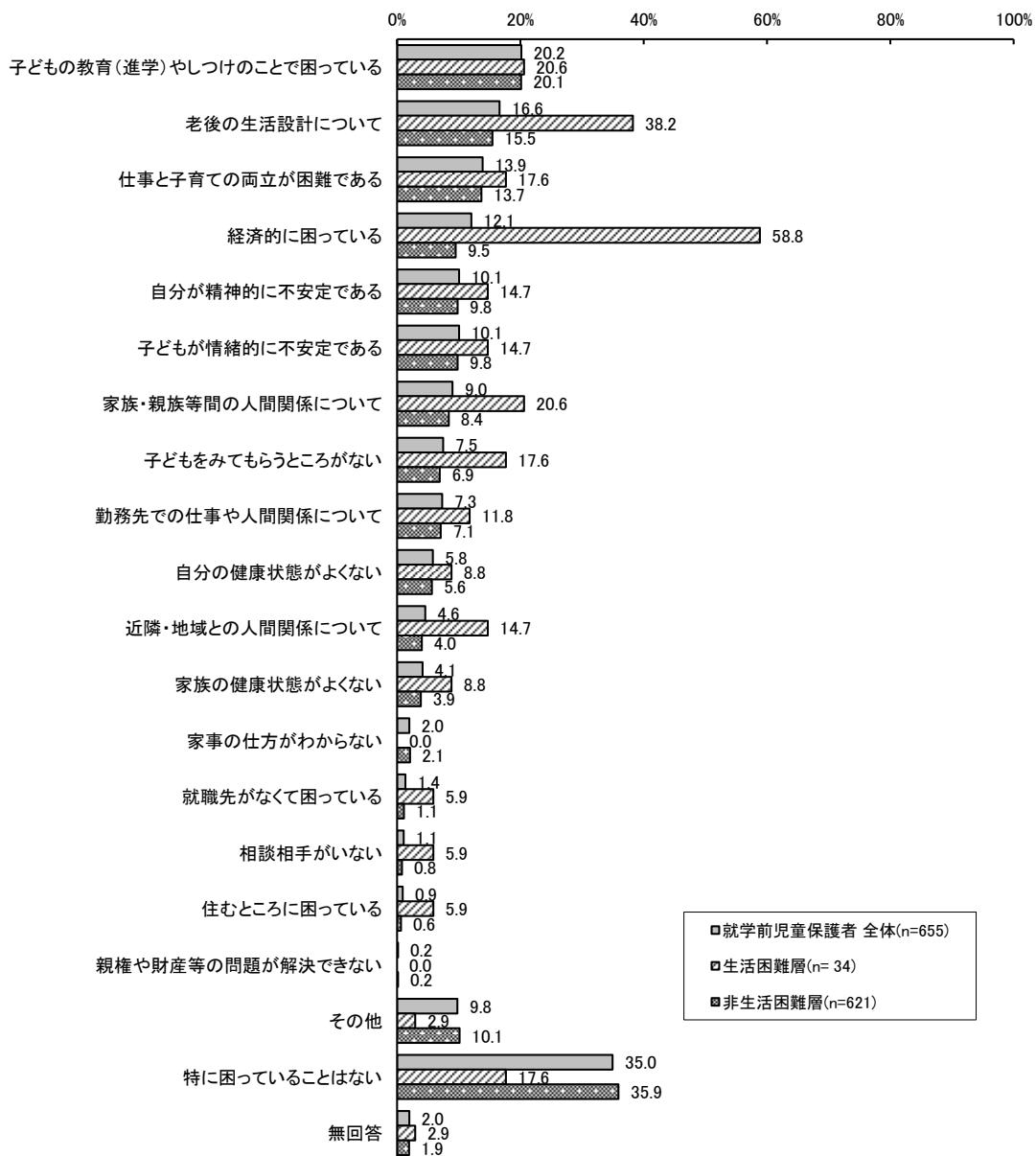


【中学2年生保護者・生活状況別】親の就労状況

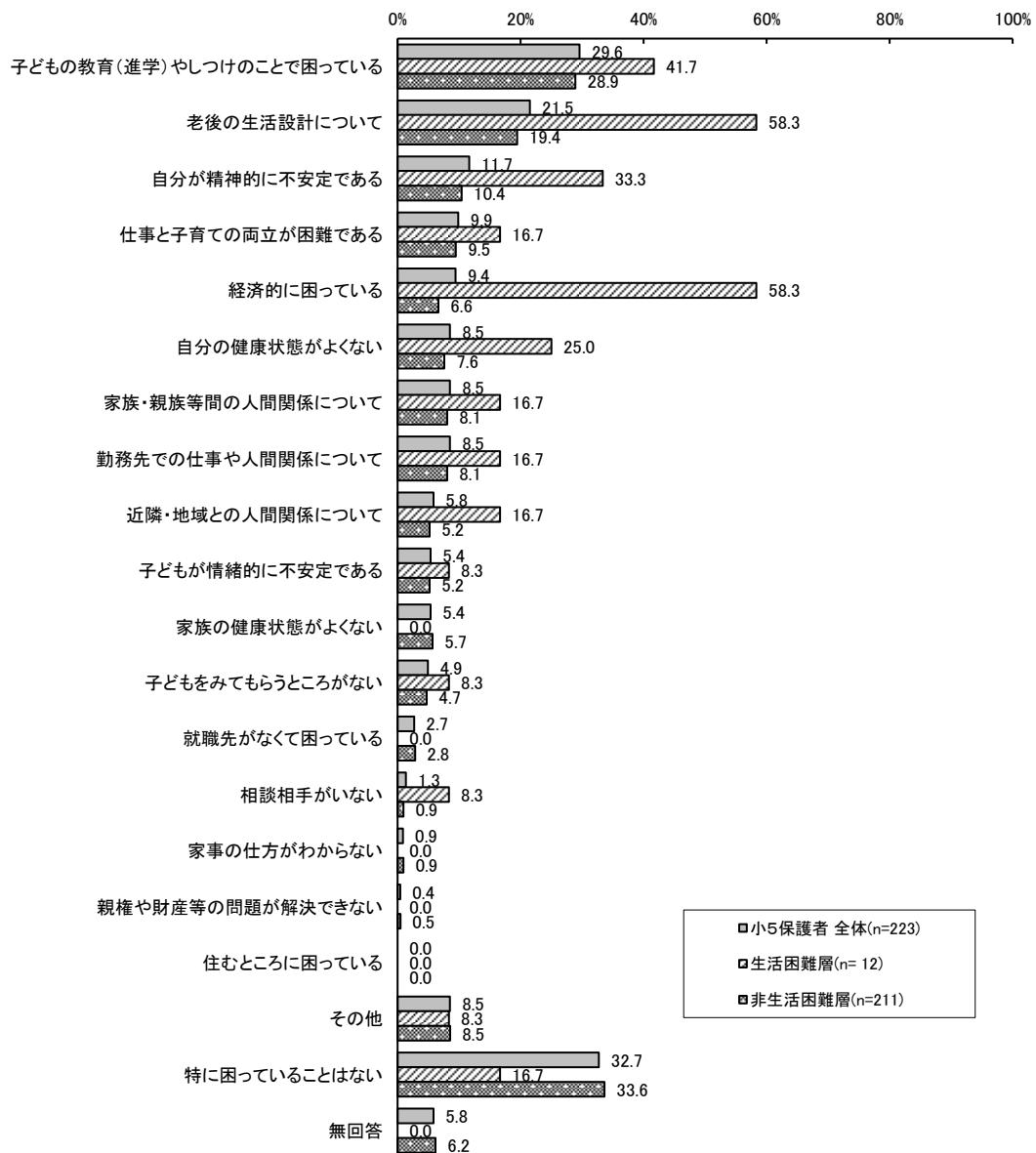


④現在の悩みや不安について、いずれの調査においても生活困難層で「経済的に困っている」「老後の生活設計について」との回答が非生活困難層を大きく上回っています。小5児童保護者調査では「自分が精神的に不安定である」や「子どもが情緒的に不安定である」や「自分の健康状態がよくない」の割合も高くなっています。

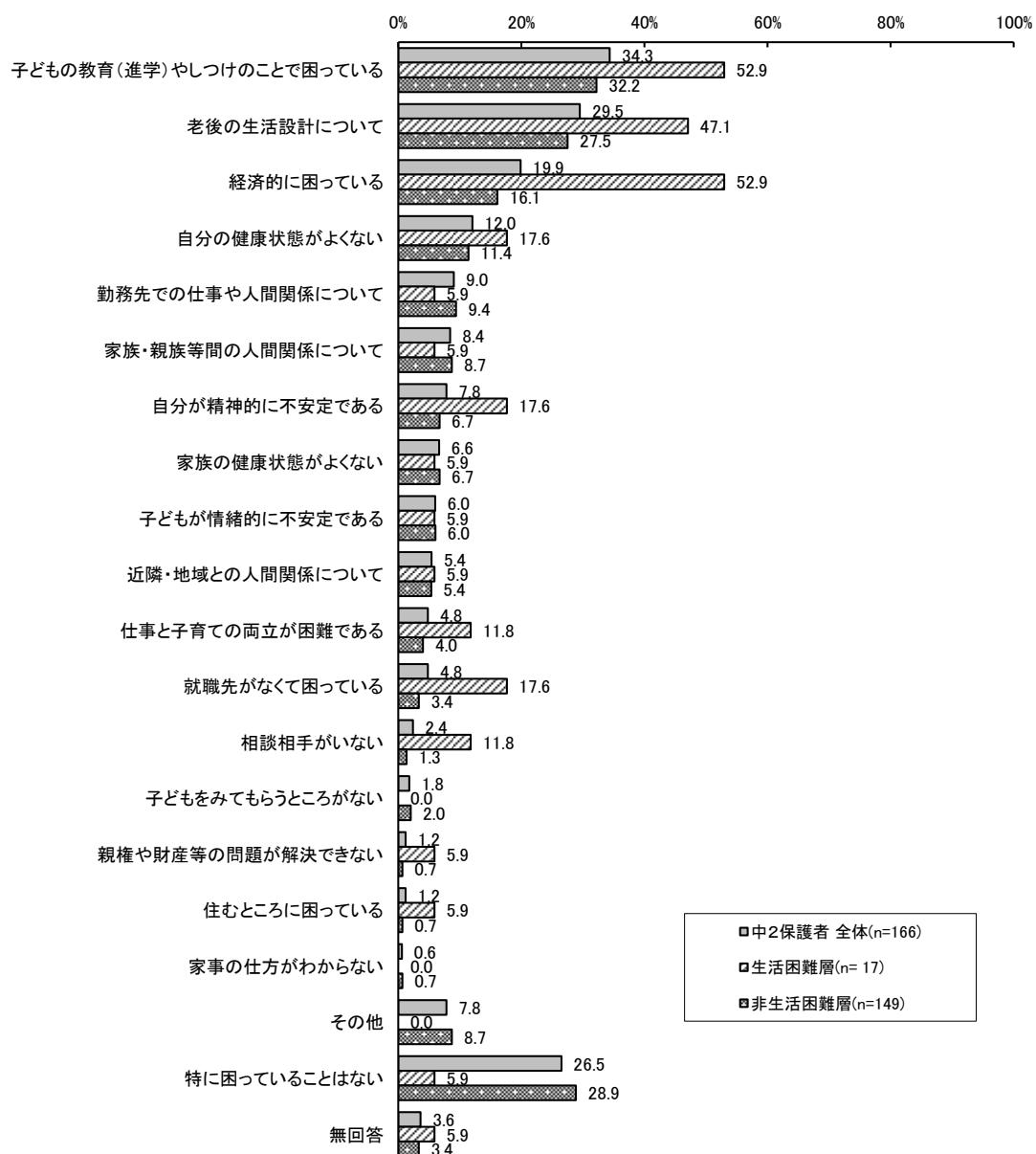
【就学前児童保護者・生活状況別】現在の悩みや不安



【小学5年生保護者・生活状況別】現在の悩みや不安

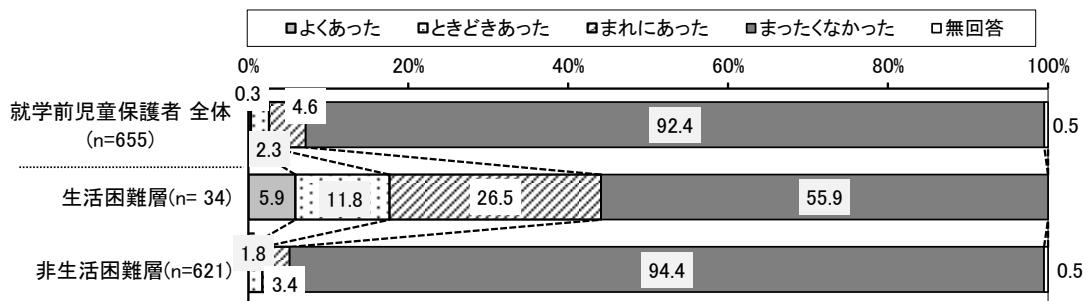


【中学2年生保護者・生活状況別】現在の悩みや不安

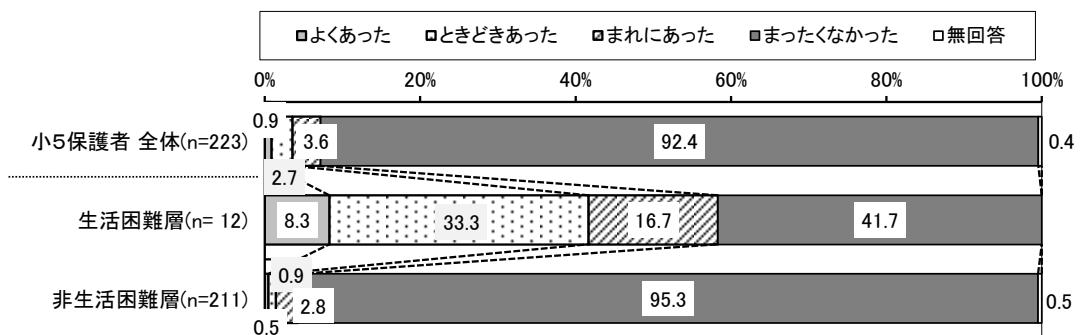


⑤過去1年間に経済的な理由により「食料が買えない」「衣服が買えない」といった状況が「あった」「ときどきあった」とするのはいずれの調査においても生活困難層が非生活困難層を大きく上回り、小5児童保護者で特にその傾向が強くなっています。

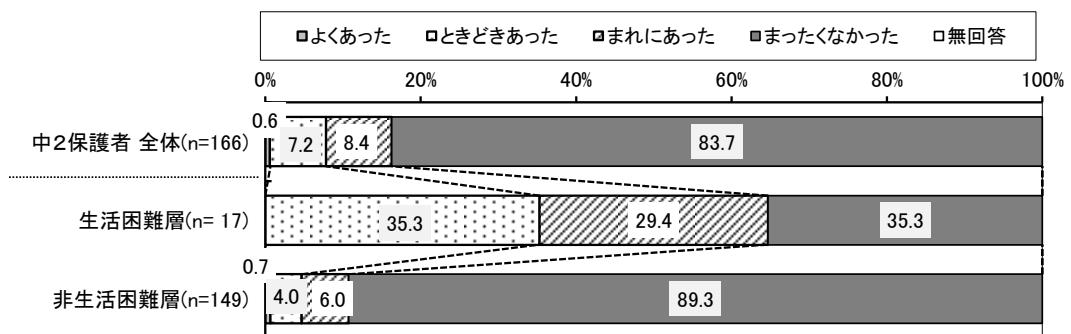
【就学前児童保護者・生活状況別】お金が足りなくて食料が買えなかつた経験



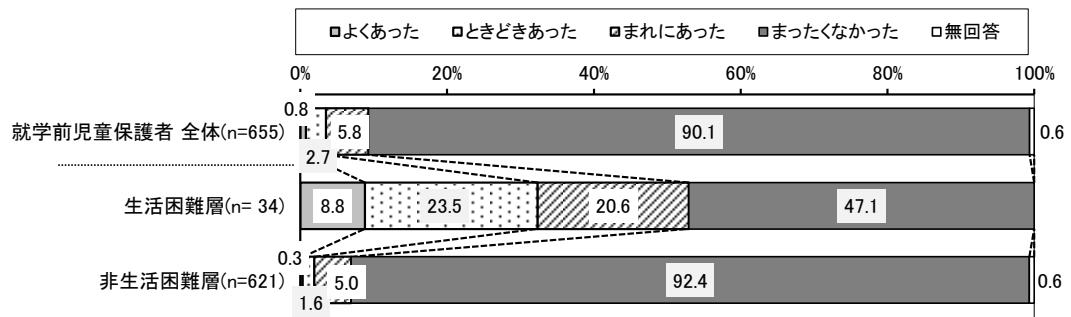
【小学5年生保護者・生活状況別】お金が足りなくて食料が買えなかつた経験



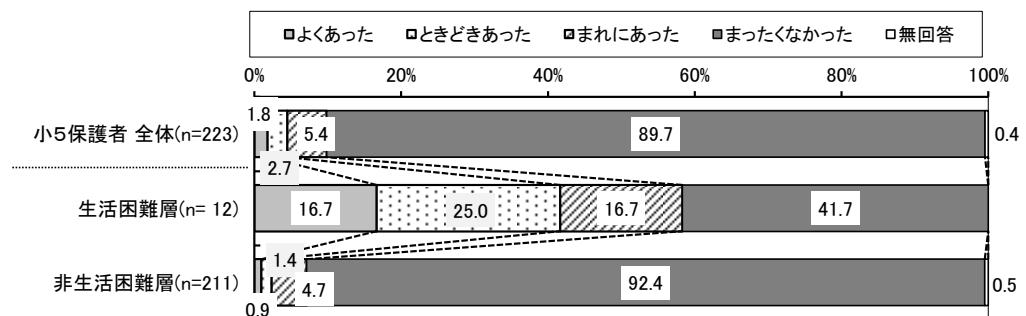
【中学2年生保護者・生活状況別】お金が足りなくて食料が買えなかつた経験



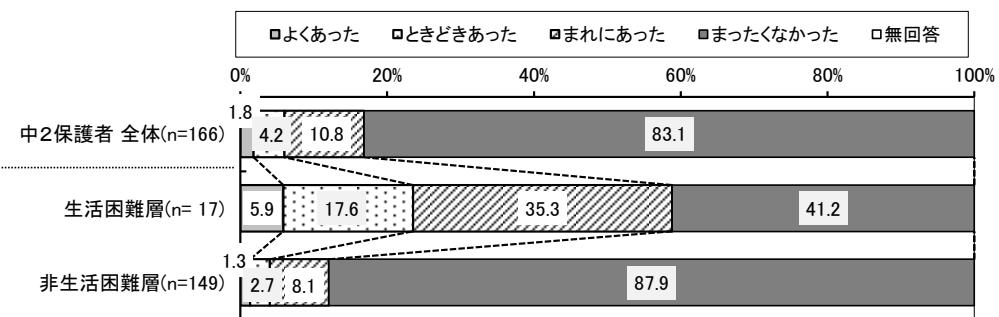
【就学前児童保護者・生活状況別】お金が足りなくて衣服が買えなかつた経験



【小学 5 年生保護者・生活状況別】お金が足りなくて衣服が買えなかつた経験



【中学 2 年生保護者・生活状況別】お金が足りなくて衣服が買えなかつた経験



まとめ

生活困難層の親の傾向として多いのは、ひとり親家庭の母親であり、学歴は中卒や高卒など、非生活困難層に比べ低い傾向にあります。就労状況は、パートタイム等の非正規雇用が多く、世帯収入もそれに伴い低い水準にあります。一方で、ふたり親世帯であっても、子どもの数が多いほど生活困難に陥りやすい傾向が見られます。

生活困難層に多いひとり親世帯では、仕事と家事負担がひとりの保護者に集中することから、子どもとの時間が十分にとれない等、保護者にかかる身体的、精神的な負担が大きいことが予想されます。また、生活困難層ほど精神的不安や健康不安を抱えているケースも多くなっています。

生活困難に陥りやすい傾向のある保護者については、母子健康手帳の交付時や乳児全戸訪問・新生児訪問等の機会を捉え把握を行うとともに、本人の希望を尊重しながら、必要な支援制度や専門相談へとつなげることが重要です。

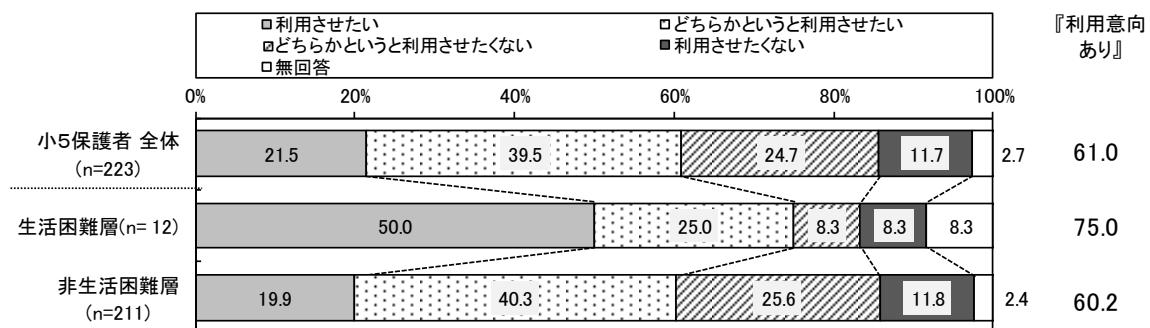
また、三芳町社会福祉協議会では生活困窮世帯への支援として、自立相談支援センターの受託運営やひとり親家庭のための交流サロンの開催等の事業を実施しています。町の持つ、支援を必要とする子どもや家庭の情報を社会福祉協議会と共有しながら、各種の支援制度につないでいくことも継続的な課題と考えられます。

(2) 支援に対する意向や相談相手

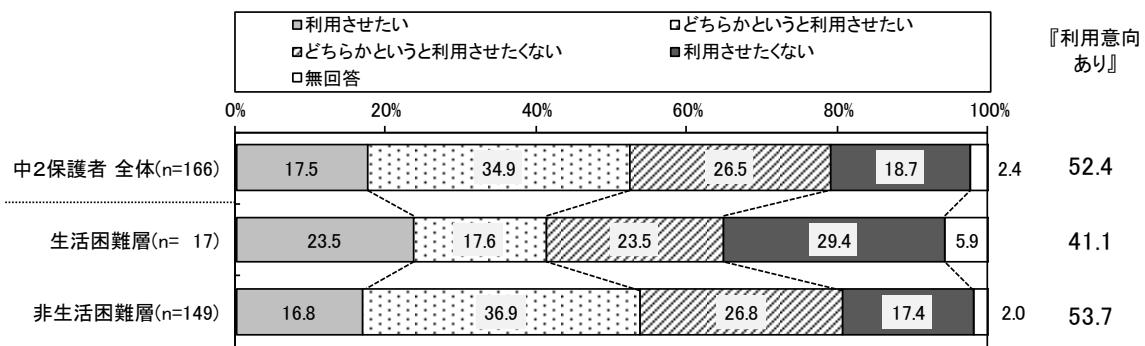
① 子どもが食事できる居場所の利用意向について

『利用意向あり』は小5児童保護者調査の貧困層は7割以上ですが、中2生徒保護者調査では、4割台にとどまっています。それに符号するように小5児童調査では『行ってみたい』が9割を超えていましたが、中2生徒調査では4割台となっています。

【小学5年生保護者・生活状況別】子どもが食事できる居場所の利用意向

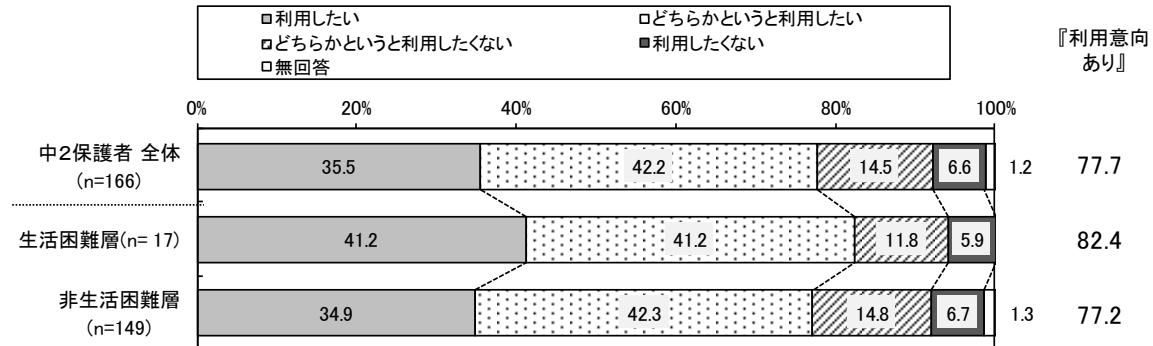


【中学2年生保護者・生活状況別】子どもが食事できる居場所の利用意向



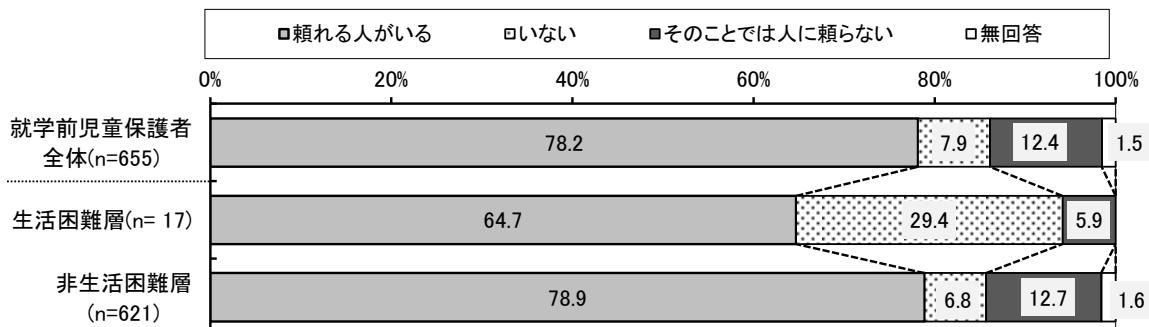
②子どもが無料で勉強を教えてもらえる場所の利用意向について
『利用意向あり』は中2生徒保護者調査の生活困難層で8割を超えていきます。

【中学2年生保護者・生活状況別】子どもが無料で勉強を教えてもらえる場所の利用意向

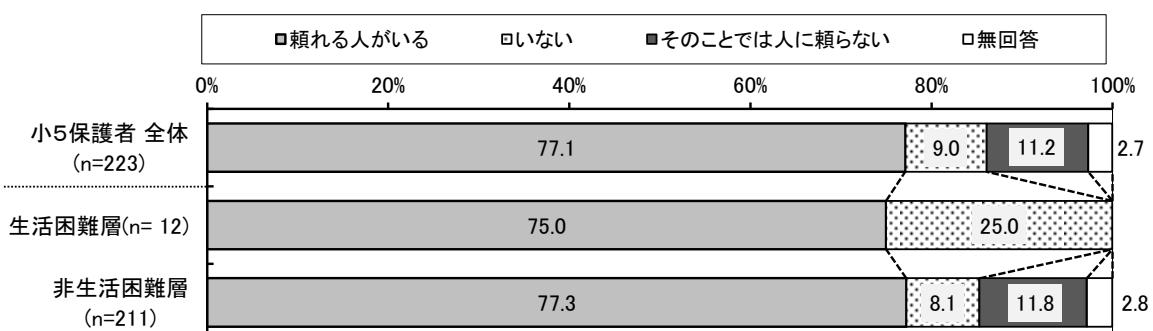


③子育てや重要な事項の相談、いざという時のお金の援助で頼れる人について
生活困難層で「いない」との回答が非生活困難層を上回っています。特にお金の援助については、「いない」「そのことでは人に頼らない」との回答が3割近くになっています。

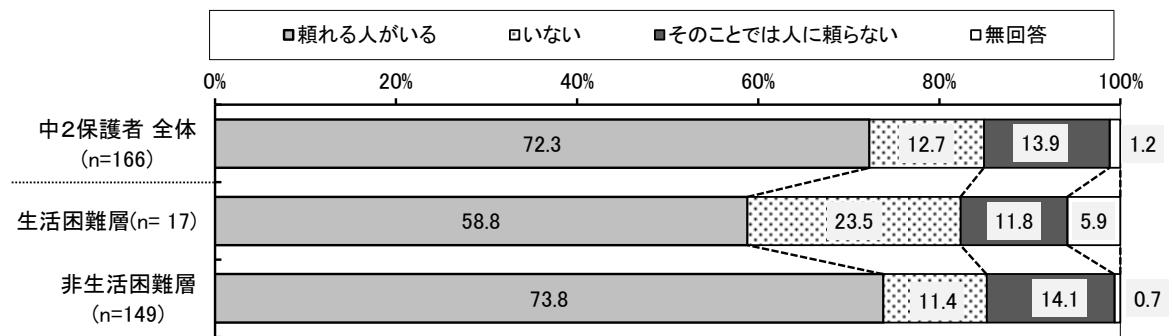
【就学前児童保護者・生活状況別】いざという時のお金の援助で頼れる人の有無



【小学5年生保護者・生活状況別】いざという時のお金の援助で頼れる人の有無



【中学2年生保護者・生活状況別】いざという時のお金の援助で頼れる人の有無

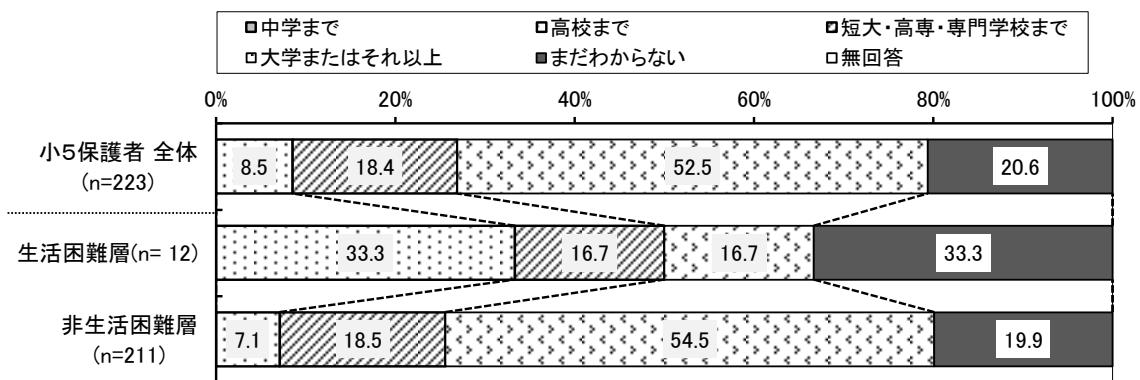


(3)子どもの学習や進学について

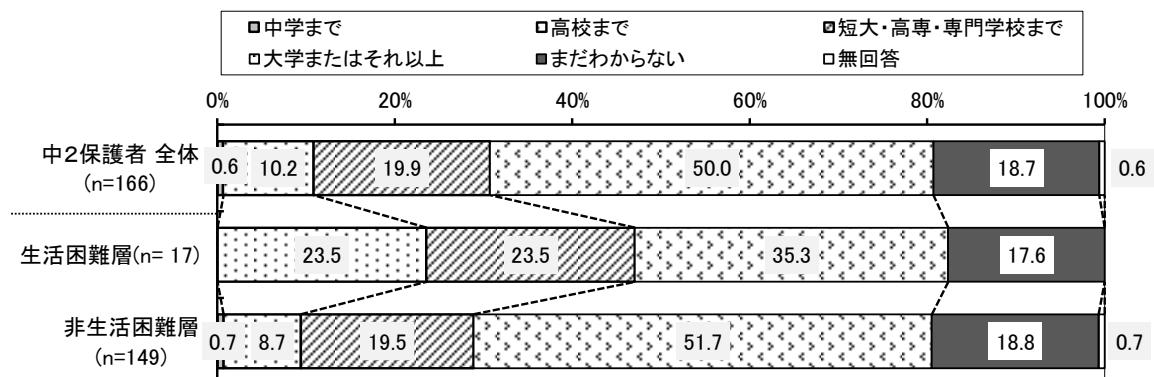
①子どもの将来の進学について

いずれの調査においても生活困難層で「高校まで」(小5保護者 33.3%、中2保護者 23.5%)との回答が多く、その理由として「家庭の経済的状況から考えて」との回答の割合は、生活困難層が非生活困難層を上回っています。

【小学5年生保護者・生活状況別】子どもの将来の進学段階の予想

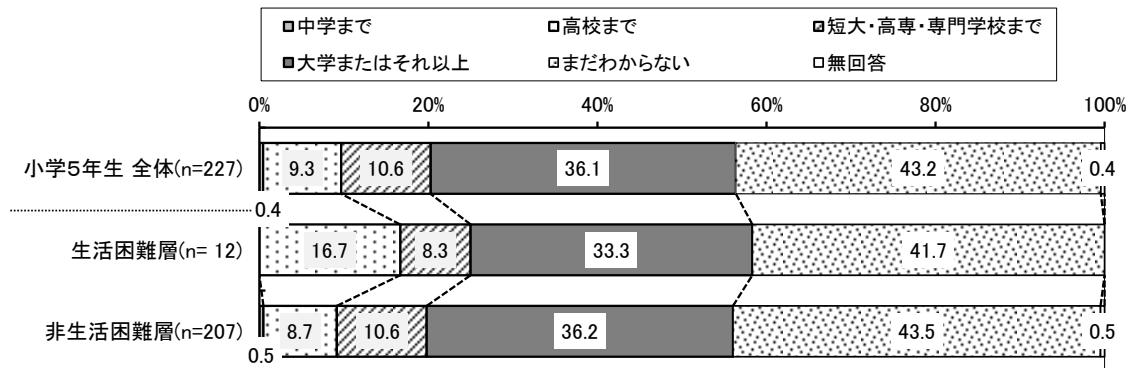


【中学2年生保護者・生活状況別】子どもの将来の進学段階の予想

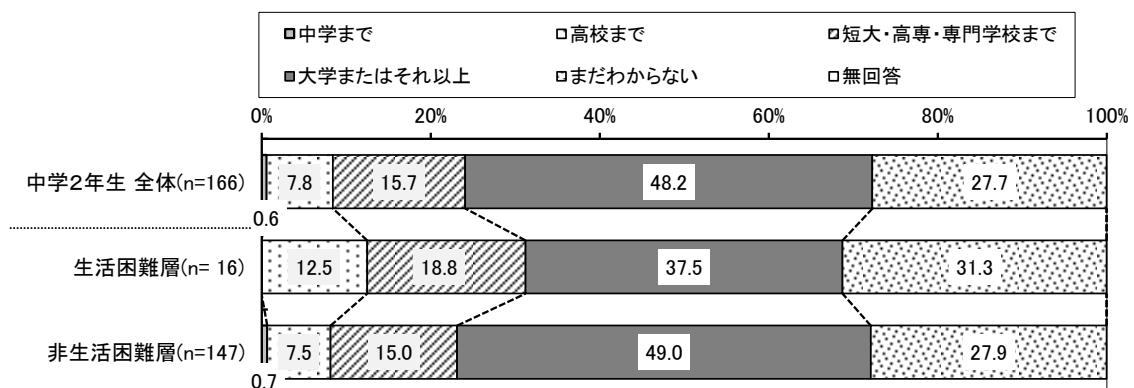


②児童生徒自身の希望について、いずれの調査においても生活困難層で「高校まで」(小5児童 16.7%、中2生徒 12.5%)との割合が非生活困難層を上回っています。また、保護者調査に比べ「大学またはそれ以上」(小5児童 33.3%>小5保護者 16.7%、中2生徒 37.5%>中2保護者 35.3%)の割合が高くなっています。

【小学5年生・生活状況別】進学の希望

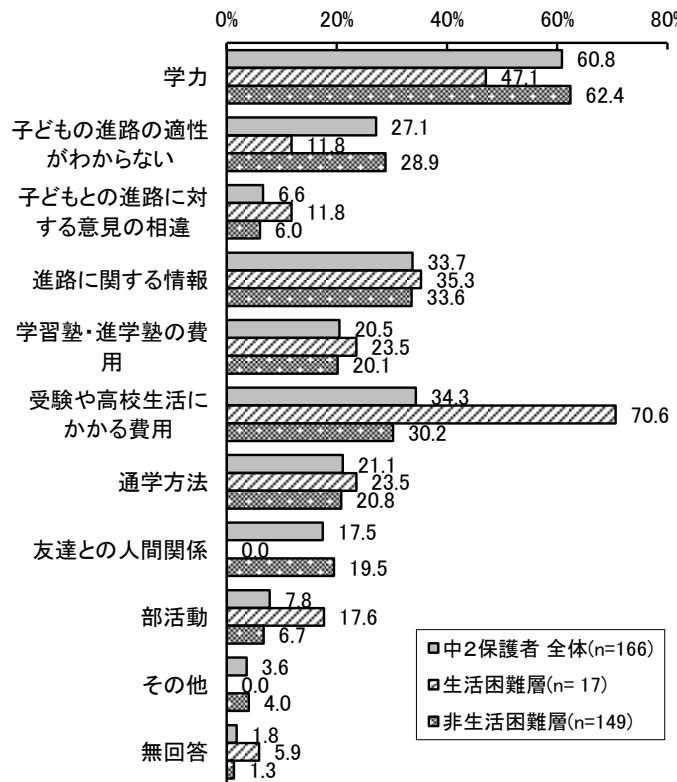


【中学2年生・生活状況別】進学の希望



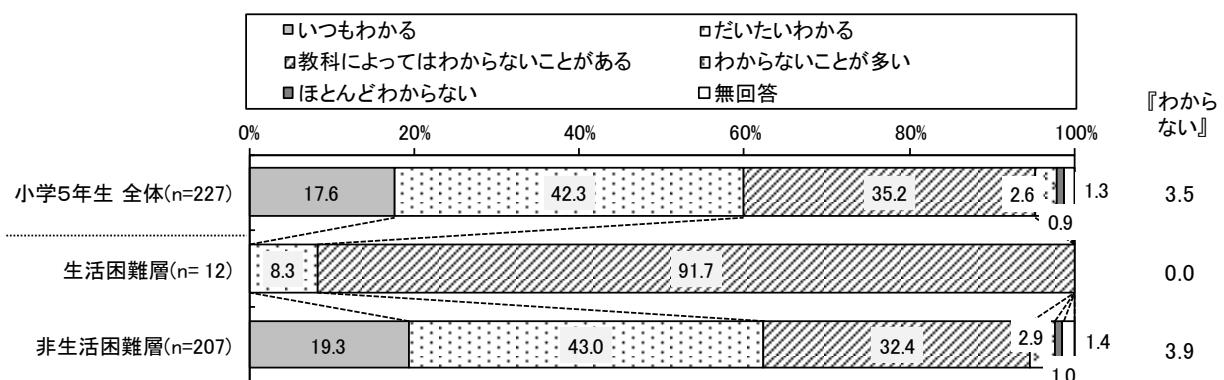
③子どもの高校進学にあたっての不安について、中2生徒保護者調査では生活困難層で「受験や高校生活にかかる費用」との回答が約7割と他の項目を大きく上回っています。

【中学2年生保護者・生活状況別】子どもの高校進学にあたっての不安

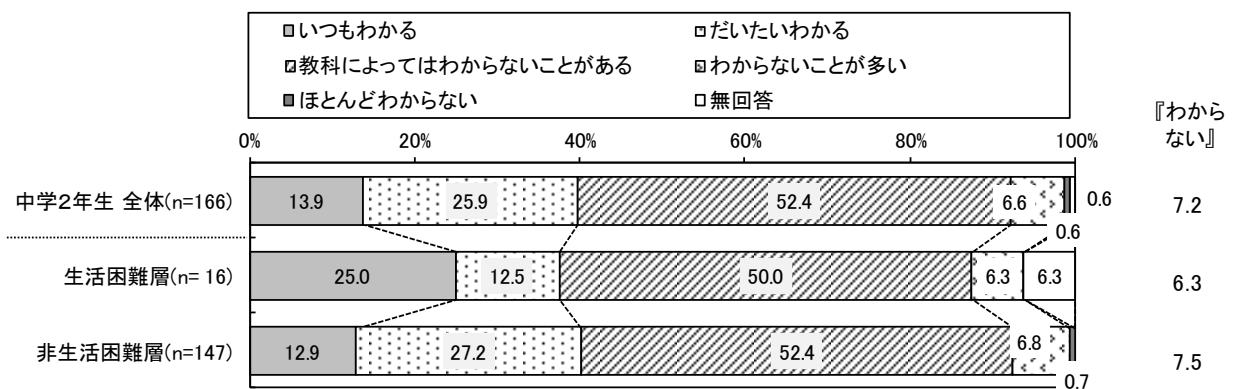


④児童生徒の学校の勉強理解度は、小5児童調査では生活困難層で「いつもわかる」との回答はなく、9割以上が「教科によってはわからないことがある」となっています。中2生徒調査ではこうした傾向はみられず、生活困難層の方が「いつもわかる」「だいたいわかる」割合が非生活困難層に比べ高くなっています。

【小学5年生・生活状況別】学校の勉強の理解度



【中学2年生・生活状況別】学校の勉強の理解度



まとめ

調査では高校・大学進学の際の経済的不安が色濃く表れるなど、多くの生活困窮家庭で進学への経済的支援を必要としていることが示唆されます。児童生徒の進学の希望が経済的な理由により絶たれることがないよう、一層の支援が望まれます。

一方で、高校進学における経済的支援については、国の高等学校等就学支援金制度や県の修学支援制度等多様な制度があります。また、ひとり親に対しては、母子及び寡婦福祉資金貸付制度による就学支度や修学への貸付があることから、対象となる生徒や家庭が適切に制度を利用できるよう、本格的に進学を考える学齢以前からのわかりやすい情報の周知が重要です。

また、生活困難を抱える家庭の保護者ほど、健康面や精神面での不安を抱えていることがうかがえるため、ケースに応じて制度の利用に必要な申請に対する支援（申請書類の記入、必要書類の準備等）等についても検討が必要です。

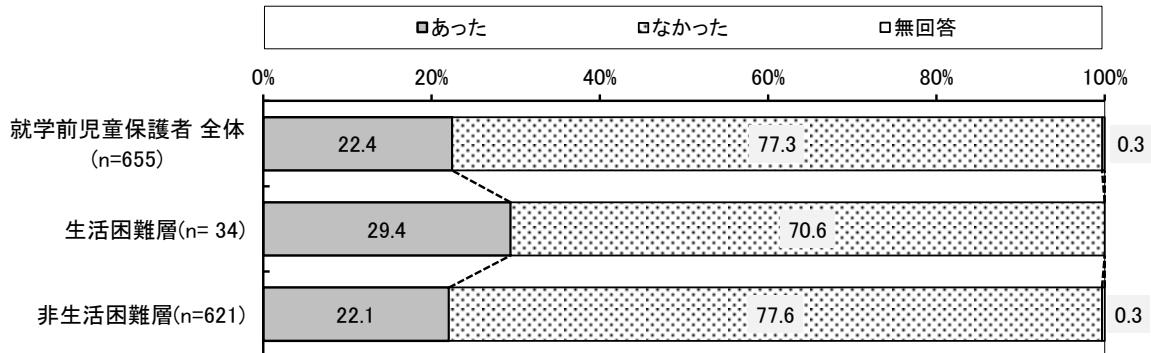
学習支援教室については、現状では中学生を対象としたものが多くなっていますが、小学校高学年での学習のつまずきが中学生以降の学習の理解に影響することも想像できることから、支援対象の拡大やそれに伴う学習ボランティアの養成も引き続き課題と考えられます。

(4)子どもの健康・精神的な状況について

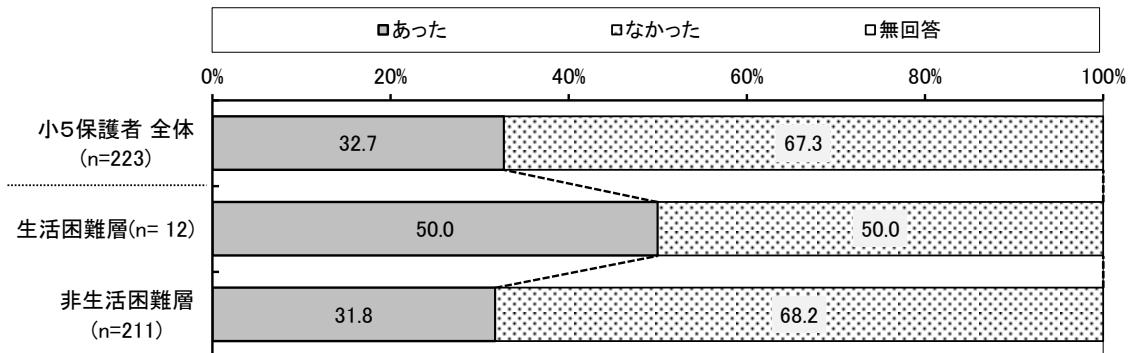
①子どもを医療機関に連れて行かなかったことについて

いずれの調査においても生活困難層で「あった」との回答が非生活困難層を上回っています。その理由ほとんどが「最初は受診さえようと思ったけれど、様子を見て受診の必要はないと判断したため」となっていますが、就学前児童保護者調査と中2生徒保護者では「忙しくて医療機関に連れて行く時間がなかったため」が2割台になっています。

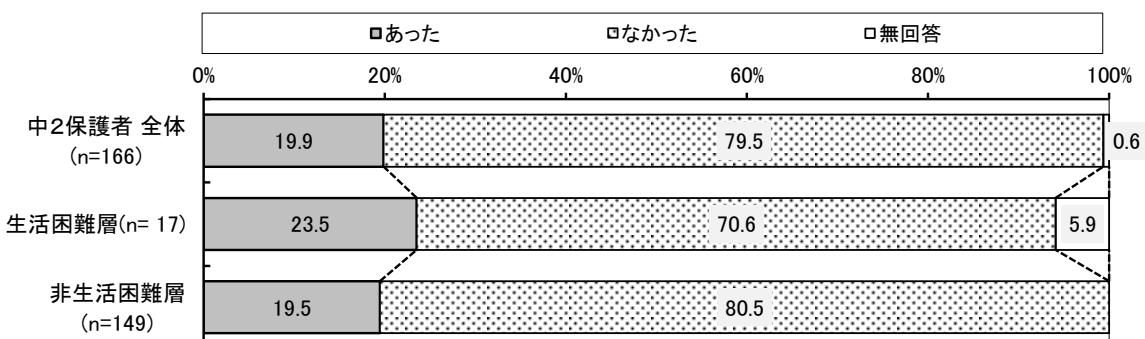
【就学前児童保護者・生活状況別】子どもを医療機関に連れていかなかったこと



【小学5年生保護者・生活状況別】子どもを医療機関に連れていかなかったこと



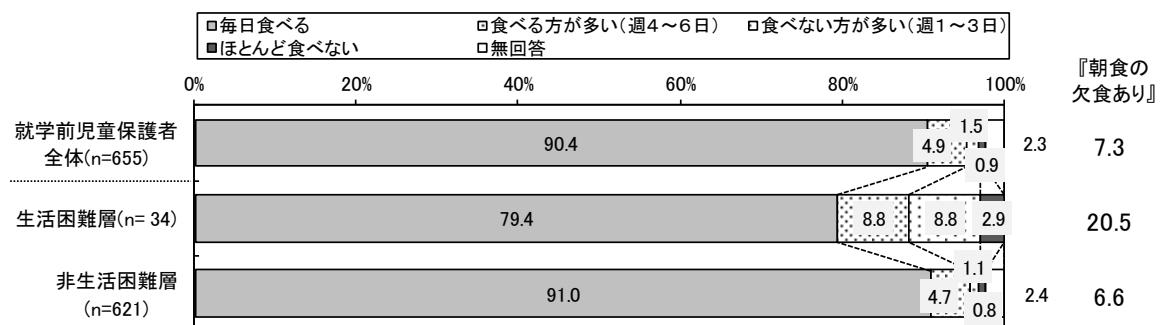
【中学2年生保護者・生活状況別】子どもを医療機関に連れていかなかったこと



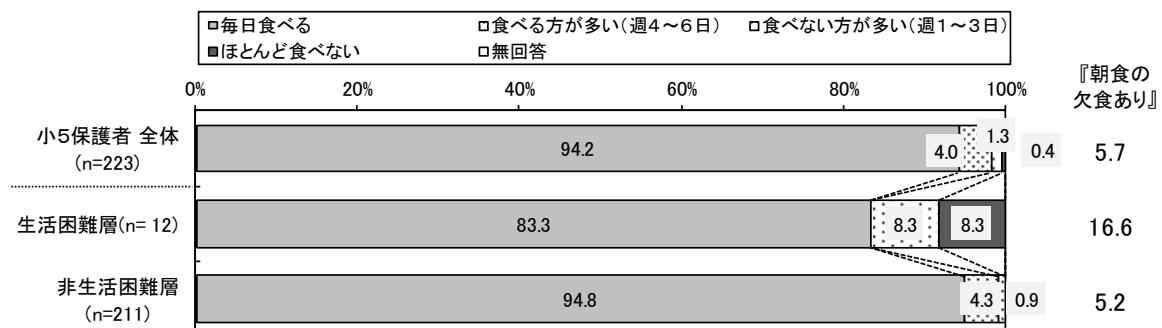
②子どもの朝食摂取について

『朝食の欠食あり』(1日でも食べない日がある)の割合は、就学前児童保護者調査と小5児童保護者調査で、生活困難層が非生活困難層を上回っています。

【就学前児童保護者・生活状況別】子どもの朝食摂取



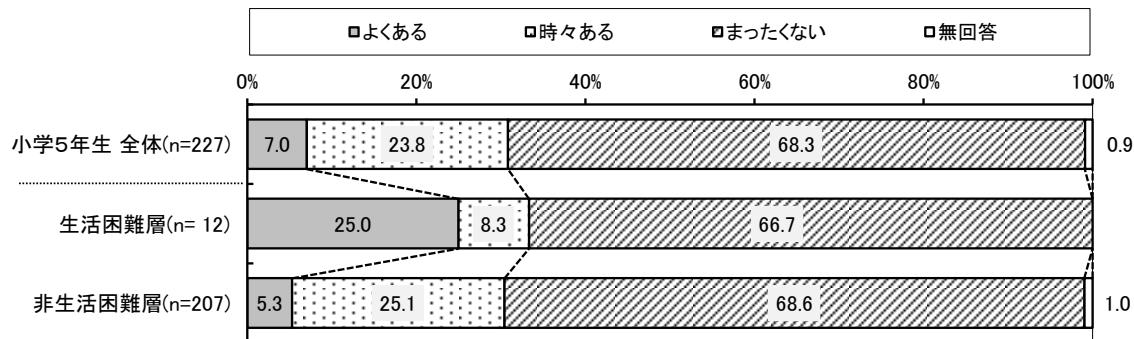
【小学5年生保護者・生活状況別】子どもの朝食摂取



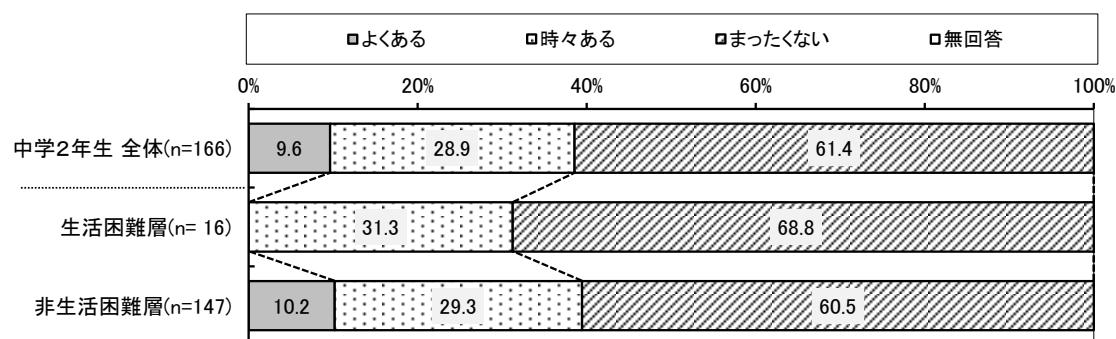
③児童生徒の「朝、食欲がない」について

小5児童調査では「よくある」が生活困難層の25.0%を非生活困難層が上回っています。中学2年生調査では「よくある」の回答はありませんでした。

【小学5年生・生活状況別】③朝、食欲がない



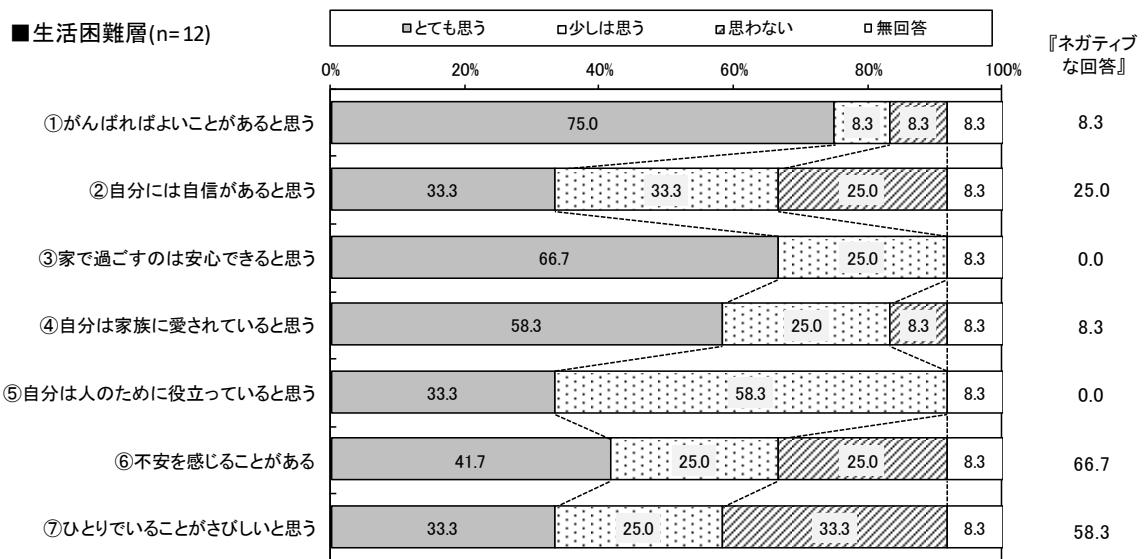
【中学2年生・生活状況別】③朝、食欲がない



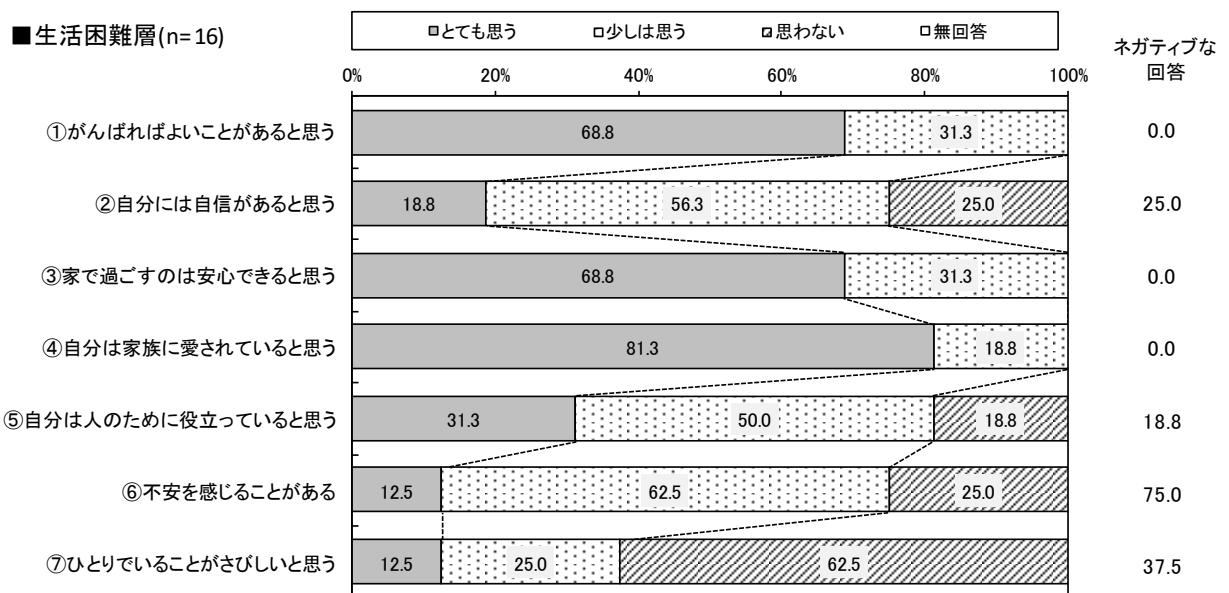
④児童生徒の心の状態について

小5児童調査では「自分は家族に愛されていると思う」では「思わない」、「不安を感じことがある」、「ひとりでいることがさびしいと思う」では「とても思う」との回答で、生活困難層が非生活困難層を上回っています。一方、中2生徒調査では、そうした傾向は見られません。

【小学5年生・生活状況別】こころの状態や自己肯定感等



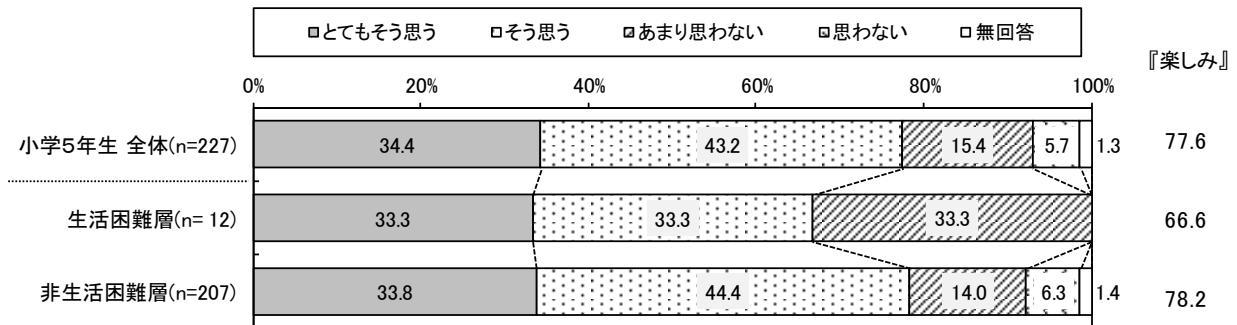
【中学2年生・生活状況別】こころの状態や自己肯定感等



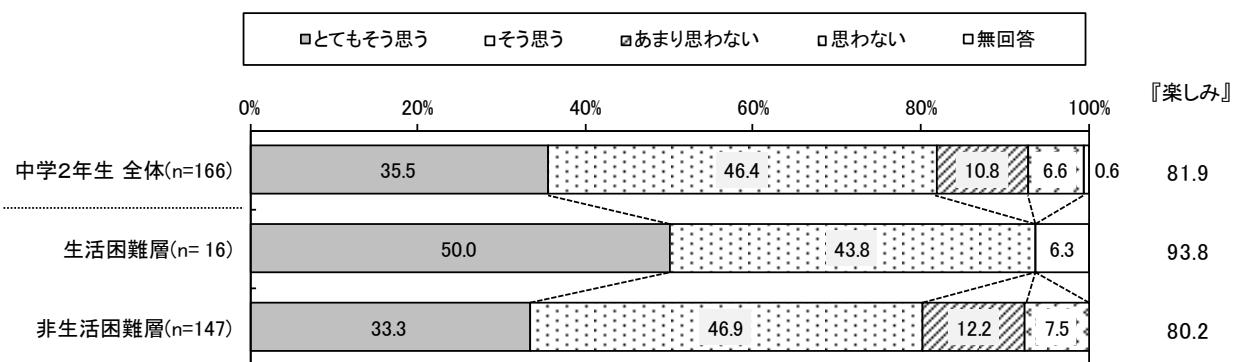
⑤学校に行くのは楽しみかについて

小5児童調査の生活困難層で「あまり思わない」との回答は、生活困難層が非生活困難層を上回っています。一方中2生徒調査では楽しみかについて生活困難層の方が非生活困難層を上回っています。

【小学5年生・生活状況別】学校に行くのは楽しみか



【中学2年生・生活状況別】学校に行くのは楽しみか



まとめ

親に精神的不安や健康的不安の多い小学5年生児童の生活困難層で、児童自身も主観的健康感が低い傾向があります。また、こころの状態においても、不安やさびしさを強く感じる、また、学校に行くのが楽しみと思わないなどの傾向が見られます。

小学生のうちに早寝早起き、朝ご飯を毎日食べる等の基本的な生活習慣を身につけることができるよう、家庭への情報提供や意識啓発を通じた家庭教育の支援、また、健康状態やこころの状態の悪化から不登校などにつながることがないよう、学校、スクールソーシャルワーカー、関係機関等との連携により生活困窮の可能性のある児童生徒の学校生活、家庭生活両面でのサポートが望されます。

第5章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

貧困の連鎖を断ち切り、すべての子どもが夢と希望をもって成長していくことができるまち

「子どもの貧困対策に関する大綱」においては「全ての子ども達が夢と希望を持って成長していく社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進する」ことが目的・理念とされています。これは現在から将来にわたり、全ての子ども達が前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指すとともに、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、地域や社会全体で課題を解決するという意識を持ち、子ども第一の支援を早期に講じるという目的・理念のもと盛り込まれました。

町としてもすべての子どもが夢と希望をもって幸せな未来を切り拓いていくよう上記の基本理念を掲げました。

基本理念の実現に向けては、子どもの貧困対策として取り組む様々な事業の中で、支援者は子ども達一人ひとりの状況を把握し、課題を抱える保護者や子ども達に寄り添い、課題に応じた切れ目のない支援に努めています。

また、基本理念と関連する S D G s ※の目標を掲載し、施策実施に取り組んでいます。（※SDGsとは「 Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略であり、2015年9月に国連で開かれたサミットの中で世界のリーダーによって決められた国際社会共通の目標です。）

	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する		包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する		持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		強制(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の促進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	すべての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する		各国内及び各国間の不平等を是正する		持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び児女の能力強化を行う		包摂的で安全かつ強制(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する		持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		持続可能な生産消費形態を確保する		

2 基本目標

基本目標 1 教育の支援



一人ひとりの子どもの状況に寄り添いながら、家庭環境や経済的な状況に関わらず、学習意欲や学習習慣を身につけ、希望に応じた学習ができるように支援していきます。

基本目標 2 生活の支援



すべての子どもや保護者が社会的孤立に陥ることのないよう、妊娠・出産期から相談支援の充実を図り、子どもと保護者が社会に自立するまで切れ目のない支援をします。

基本目標 3 就労の支援



困難な状況にある家庭に対して、就労や自立を促進するための支援を行い、家庭の生活基盤が整うようにサポートの充実を図ります。

基本目標 4 経済的な支援



家庭の状況に応じた各種手当や医療、教育・保育等にかかる費用に対する助成や減免等の経済的支援の充実により、安定した生活基盤の確保を図ります。

基本目標 5 包括的な支援



困難な状況にある子どもや家庭が、社会的に孤立して必要な支援が受けられないことのないように、地域全体で支え合う環境を整備します。

3 計画の体系

基本理念	基本目標	施策の内容等
貧困の連鎖を断ち切り、すべての子どもが夢と希望を持つて成長していくことができるまち	基本目標 1 教育の支援	施策1 幼児教育の推進 施策2 学校の支援 施策3 その他の教育の支援
	基本目標 2 生活の支援	施策4 親子が安心して過ごせる環境づくり 施策5 保護者の生活支援
	基本目標 3 就労の支援	施策6 ひとり親に対する就労支援 施策7 困窮世帯等への就労支援
	基本目標 4 経済的な支援	施策8 子育て世帯への経済的支援
	基本目標 5 包括的な支援	施策9 包括的な支援体制の構築 施策10 子どもを支える地域活動の支援

第6章 子どもの貧困対策施策の展開

基本目標1 教育の支援

施策1 幼児教育の推進

	事業名	事業内容	担当課
1	幼児教育、保育の無償化	幼稚園、保育所(園)、認定こども園などを利用する3歳から5歳の利用料を無償化します。	こども支援課 学校教育課
2	多子世帯の保育料の負担軽減	幼稚園、保育所(園)、認定こども園に2人以上子どもが通っている家庭の保育料を軽減します。	こども支援課
3	保育所(園)、認定こども園等の保育料の負担軽減	保育所(園)、認定こども園等に通園する第3子以降の子どものうち、0歳から2歳までの子どもがいる家庭の保育料を軽減します。	こども支援課
4	保育の質の向上	保育の質の向上のため、各種研修を実施し、保育についての知識や技術を高めます。	こども支援課
5	食育の推進	乳幼児期から正しい食習慣を身につけるため、乳幼児健康診査時等において食育を推進するとともに、保育所(園)の給食・おやつ時において子どもに「食」の大切さを伝えています。	こども支援課 健康増進課

施策2 学校の支援

	事業名	事業内容	担当課
6	教育現場での連携体制の強化	問題を抱える児童生徒に対し、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、さわやか相談員、すこやか相談員が連携を図り、問題解決に向かうための支援をします。	学校教育課
7	学力の向上支援	児童生徒が確実に学力を身につけ、充実した学校生活を送ることができるよう教育支援員を派遣し、一人ひとりに応じた学習指導の充実を図ります。	学校教育課
8	外国籍の児童生徒への支援	言葉の問題による就学困難等を防ぐため、日本語学習支援を行います。	学校教育課
9	学校給食による食育の推進	給食献立表及び放送資料(給食豆知識)による食に関する情報の提供や地場産物の活用など、給食を食育に取り組んでいます。	給食センター
10	食習慣に関する学び	学校ごとに養護教諭や栄養教諭、クラスの担任が中心となり、バランスの取れた食事の大切さについて指導します。	学校教育課
11	特別支援教育の充実	障がいのある子どもが教育・支援を受けることができる「多様な学びの場」を整備し、学校内で学べる体制を図ります。	学校教育課
12	生理の貧困への支援	全小中学校に生理用品を配置し、必要とする児童生徒に支援が行き届くようにします。	学校教育課

施策3 その他の教育の支援

	事業名	事業内容	担当課
13	家庭教育学級の推進	家庭教育の機能向上と充実を目指し、町内小中学校 P T A を対象に講座を開講し、また保護者間の交流を図ります。	社会教育課
14	親の学習講座の推進	町内小学校就学時健康診断時に未就学児の保護者が入学するまでに身につけておきたい生活習慣を中心に講座を実施します。	社会教育課
15	みよし子ども探検隊の実施	児童生徒の週末の居場所、余暇活動に対し、様々な体験活動を提供し、地域と児童、生徒の交流を推進します。	社会教育課

基本目標2 生活の支援

施策4 親子が安心して過ごせる環境づくり

	事業名	事業内容	担当課
16	保育所(園)による困窮リスクの発見	保育所(園)にて課題を抱える家庭や子どもの発見及び支援につなげます。	こども支援課
17	子育て支援センターの充実	保育士、子育て経験者が常駐しており、子育て家庭(概ね3歳未満の児童とその保護者)の親子が安全に学び、他の利用者と知り合いになれるよう支援するほか、子育てに関する相談も行っています。	こども支援課
18	学童保育室の充実	学童保育室では、保護者が就労等により昼間家庭にいない子どものために遊びや学習の機会を確保し、保護者と子どもが安心して過ごせる環境の提供に努めます。	こども支援課
19	児童館の充実	遊びを通じた子どもの育成だけでなく子育て家庭の支援や地域の子育ての環境づくり、また中高生や障がい児とその家庭の居場所づくりなどにも取り組みます。	こども支援課
20	ファミリー・サポート・センターの実施	子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と援助を行いたい人(提供会員)の会員登録を行い、提供会員が依頼会員に対してさまざまな援助を行っています。	こども支援課
21	病児・病後児緊急サポート事業の実施	病児・病後児の一時保育、緊急的な一時保育等の援助活動を行う方(サポート会員)と援助を受けたい方(利用会員)が双方の合意のもと、預かりを行う活動を緊急サポートセンター埼玉に委託し、実施しています。	こども支援課
22	子どもの居場所・多世代交流の場づくりの推進	課題を抱える家庭の支援につなげるため、さまざまな団体による子ども食堂や多世代交流の場など、子どもの居場所づくりを推進します。	福祉課
23	ヤングケアラーの支援	ヤングケアラーの抱える課題を具体的に検討し、関係各課で情報共有を行い、より良い支援をしていきます。	学校教育課 福祉課 健康増進課 こども支援課

施策5 保護者の生活支援

	事業名	事業内容	担当課
24	生活保護による支援	生活に困窮している相談者に対し、その状況に応じた就労や家計支援など自立に向けた支援をします。	福祉課
25	家計改善支援(社会福祉協議会)のサポート	家計の状況を把握したり貸付の斡旋を等を行います。また家賃、税金、公共料金等の滞納や各種給付制度等の利用に向けた支援も行います。	福祉課
26	住居確保給付金(社会福祉協議会)のサポート	離職等により経済的に困窮し、住居を失つてしまった方やそのおそれのある方に対し、求職活動等を条件に家賃費用を有期で給付します。	福祉課

基本目標3 就労の支援

施策6 ひとり親に対する就労支援

	事業名	事業内容	担当課
27	ひとり親家庭就業相談	福祉事務所、ハローワーク等関係機関と連携し、就職相談の実施、求人情報の提供等を行います。	こども支援課
28	自立支援教育訓練給付金	福祉事務所が行っている自立支援を目的に就労を前提とし、該当講座を受講した場合に資格取得後受講料の一部を助成できることの周知をします。	こども支援課
29	自立支援プログラム	福祉事務所が行っている就業・転職・スキルアップ等の目標に向けて、ひとりひとりの状況に応じた支援計画のサポートの周知をします。	こども支援課

施策 7 困窮世帯等への就労支援

	事業名	事業内容	担当課
30	就労支援・就労準備支援 (社会福祉福祉協議会のサポート)	就労に関する助言や個別の求人開拓等の支援を行います。また就労に対して不安を抱えている方やコミュニケーションが苦手と言った場合にワークショップや就労体験といった支援を行います。	福祉課

基本目標4 経済的な支援

施策8 子育て世帯への経済的支援

	事業名	事業内容	担当課
31	妊婦健康診査助成券の配布	母子健康手帳交付時に「妊娠健康診査助成券」を配布、健診及び検査の費用を一部助成します。	健康増進課
32	こども医療費支給事業	保護者の経済的負担を軽減するため子どもの保険診療に係る医療費の自己負担分を支給します。	こども支援課
33	ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るために、父又は母もしくは養育者と子の保険診療に係る医療費の自己負担分を支給します。	こども支援課
34	児童手当支給事業	児童を養育している家庭等での生活の安定と児童の健やかな成長のため、児童の養育者に手当を支給します。	こども支援課
35	児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭の生活の安定と自立を促し、児童の福祉の増進を図ることを目的に児童扶養手当を支給します。	こども支援課
36	学校教育に関する保護者負担の軽減	学校教育に係る就学援助費、就学奨励費の助成及び入学準備金、奨学金の利子補給を行います。	学校教育課
37	学童保育室非課税世帯の免除	学童保育室を利用する家庭に対し、月額7,000円の保育料がかかりますが、非課税世帯に対しては免除します。	こども支援課
38	ファミリー・サポート・センター、緊急サポートセンター利用料助成制度	ひとり親家庭及び養育者の就労支援と育児負担の軽減を図ることを目的とし、利用料金の半額を助成します。(月限度額15,000円)	こども支援課
39	国民健康保険税の軽減措置	未就学児の均等割額が令和4年度から所得にかかわらず、5割軽減となります。	住民課

基本目標5　包括的な支援

施策9　包括的な支援体制の構築

	事業名	事業内容	担当課
40	子ども家庭総合支援拠点の充実	家庭支援、要支援児童及び要保護児童等への支援、関係機関との連絡調整を行い、課題を抱える家庭や子どもを支援します。	子ども支援課 福祉課 総務課 学校教育課 健康増進課
41	DV 被害者世帯等の支援	DV 被害者とその子どもを庁内外の関係機関が連携、支援することで DV 被害者の安全の確保、自立を支援します。	総務課
42	相談体制の充実	課題を抱える家庭や子どもを必要な支援につなげます。生活や養育困難、障がい等各相談に対し、相談者に寄り添いながら問題解決に努めます。	子ども支援課 福祉課 健康増進課

施策10　子どもを支える地域活動の支援

	事業名	事業内容	担当課
43	多国籍市民への生活相談及び支援	N P O 法人、社会福祉協議会等と連携し日常生活の困りごとや悩みについての生活相談を行うなど、地域での生活を支援します。	子ども支援課 福祉課 健康増進課
44	子ども食堂等との連携	子ども食堂等を運営する団体と連携し、地域で子どもや家庭を見守るネットワークを構築します。	福祉課
45	民生委員・児童委員との連携	課題を抱える家庭や子どもが支援窓口につながるように民生委員・児童委員との連携を図ります。	福祉課

1 三芳町子ども・子育て審議会条例

平成25年9月30日（条例第24号）

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第77条第1項の規定に基づき、三芳町子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査・審議する。

（1） 法第77条第1項に規定する事務に関すること。

（2） 前号のほか、子ども・子育て支援に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、委員12名以内をもって組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

（1） 児童福祉関係者

（2） 教育関係者

（3） 子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者

（4） 公募による町民

（5） 子どもの保護者

（6） 事業主を代表する者

（7） 労働者を代表する者

（8） 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

（任期）

第4条 審議会の委員の任期は2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、こども支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(三芳町特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 三芳町特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和44年三芳町条例第8号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

2 三芳町子ども・子育て審議会委員名簿

(敬称略)

選 出 区 分		氏 名	備 考
1号	児童福祉関係者	松 村 克 彦	
2号	教育関係者	萬 将 広	
3号	子ども子育て支援に関し知識 経験を有する者	谷 口 育	
4号	公募による町民	多 胡 晴 子	
5号	子どもの保護者	篠 原 千 恵	
6号	事業主を代表する者	小 山 邦 子	
7号	労働者を代表する者	鈴 木 信 之	
8号	子ども子育て支援に関する事 業に従事する者	三ツ木 紀 夫	
8号	子ども子育て支援に関する事 業に従事する者	忠 平 恵 子	
8号	子ども子育て支援に関する事 業に従事する者	武 田 厚 子	

3 三芳町子どもの貧困対策推進計画策定庁内委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)第4条に基づき、地域の状況に応じた施策を策定するため、三芳町子どもの貧困対策推進計画策定庁内委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 子どもの貧困対策の総合的な調整に関すること。
- (2) 子どもの貧困対策推進計画の作成、見直し、進行管理及び事後評価に関すること。

(組織)

第3条 委員会は委員長、副委員長及び委員(以下「委員等」という。)をもって組織する。

2 委員等は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことはできない。

3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、こども支援課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

こども支援課長
福祉課長
総務課長
学校教育課長
社会教育課長
学校給食センター長
健康増進課長
住民課長
政策推進室長
自治安心課長
都市計画課長
観光産業課長

4 子どもの貧困対策の推進に関する法律

平成二十五年法律第六十四号

子どもの貧困対策の推進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 基本的施策（第八条—第十四条）

第三章 子どもの貧困対策会議（第十五条・第十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。

4 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表)

第七条 政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

第二章 基本的施策

(子どもの貧困対策に関する大綱)

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

二 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

五 子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項

3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。

6 第二項第二号の「子どもの貧困率」、「一人親世帯の貧困率」、「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県計画等)

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(教育の支援)

第十条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の安定に資するための支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(経済的支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する指標に関する研究その他の子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三章 子どもの貧困対策会議

(設置及び所掌事務等)

第十五条 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 大綱の案を作成すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。
- 3 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第八条第二項各号に掲げる事項のうち前二項に規定するもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。
- 6 会議は、第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、貧困の状況にある子ども及びその保護者、学識経験者、子どもの貧困対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。
- 3 委員は、会長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和元年六月一九日法律第四一号)

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下この項において「新法」という。）の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

三芳町子どもの貧困対策推進計画

発行年月／令和4年3月

発行・編集／三芳町こども支援課

〒354-8555 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100 番地 1

T E L 049-258-0019

F A X 049-274-1009

U R L <http://www.town.saitama-miyoshi.lg.jp/>

